

# 国の制度及び予算に関する 提案・要望



Photo credit : Yokohama City Visitors Bureau

令和 7 年 11 月  
横 浜 市

日頃から、横浜市政の推進に御理解、御高配を賜り、深く感謝申し上げます。

このたびの提案・要望では、長引く物価高騰の影響から市民生活を守るために、効果的かつ機動的な対策を継続するための財政支援や、介護職員等の賃上げの推進、医療機関の経営安定化に向けた支援を挙げています。

また、市民の安心・安全な暮らしを実現するため、大規模災害時の対応力強化や「交通空白」の解消に向けた地域公共交通支援の充実、出産費用の実質無償化や全国一律の子どもの医療費助成制度の創設など居住自治体にかかわらず安心して子どもを産み育てることができる社会の実現に向けた項目を挙げています。

さらに、横浜が持続的な成長・発展を遂げていくために、2027年に開催する「GREEN×EXPO 2027」(2027年国際園芸博覧会)の成功に向けた協力・支援や、市内米軍施設の早期返還、地域の実情に応じて大都市が能力を発揮することで国の成長にも資する「特別市」の法制化の実現などを盛り込みました。

全国的に人口減少や物価高騰など多くの課題に直面する中でも、横浜市は、データを経営資源として徹底的に活用しながら政策の質や効果を高め、その成果を市民に還元することで、市民生活の「安心・安全」と横浜の持続的な「成長・発展」を実現していきます。そして、国や県、周辺自治体等と緊密に連携しながら、最大の基礎自治体として、日本が抱える課題の解決と活力の創出にも貢献してまいります。

関係府省におかれましては、このたびの提案・要望に対し、特段の御配慮をいただけますよう、重ねてお願い申し上げます。



令和7年11月

横浜市長

中山 竹春

# 提案・要望項目

## 市民生活の安心・安全

1	<b>重点</b> 大規模災害時の対応力強化	1
2	<b>重点</b> 「交通空白」解消に向けた地域公共交通の充実への支援	3
3	<b>重点</b> 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計	5
4	<b>重点</b> 子どもの医療費助成制度の創設	7
5	<b>重点</b> 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充	9
6	<b>重点</b> 給食費無償化の速やかな制度設計と全額国費による財源措置	11
7	<b>重点</b> 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正	13
8	<b>重点</b> <b>新規</b> AIガバナンス構築に向けた対応	15
9	下水道事業の強靭化に向けた支援	17
10	学校教育の質の向上及び教員確保のための処遇改善	18
11	<b>新規</b> 仕事と育児の両立に関する取組の推進	19
12	<b>新規</b> 2040年を見据えた高齢者医療需要への対応	21
13	<b>新規</b> 国家資格等のオンライン・デジタル化の推進	22

## 物価高騰対策

14	<b>重点</b> 物価高騰対策に関する財政支援	23
15	<b>重点</b> 福祉人材の確保・定着に向けた介護職員等の処遇改善	25
16	<b>重点</b> 医療機関の経営安定化に向けた対応	27

## 横浜の持続的な成長・発展

17	<b>重点</b> GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援	29
18	<b>重点</b> 市内米軍施設の返還と市民生活の安全・安心の確保	31
19	<b>重点</b> 「特別市」の法制化の実現	33
20	横浜港の競争力強化と水際線の魅力向上への取組	35
21	連続立体交差事業の推進	37

【卷末】	提案・要望項目 府省別一覧	38
------	---------------	----

# 1 大規模災害時の対応力強化【重点】

【要望先：内閣府、総務省、国土交通省】

## 提案・要望

- 1 災害時の避難環境向上に向けた支援の拡充とともに、国主導の下で大型資機材を活用した被災地を支援する方針を策定すること。また、首都圏域内に備蓄拠点を増設するなど、首都圏域を広域的に支援する体制を強化すること。さらに、地方自治体が整備する防災備蓄庫に対し財政支援すること。
- 2 応援部隊や支援物資の受入れ機能などを持つ、大規模災害時の拠点整備に向けて、財政支援を行うこと。
- 3 災害に強いまちづくりの推進に向けて、緊急輸送路や上下水道施設等の強靭化のために必要な予算を確保すること。

- (1) 横浜市では「横浜市地震防災戦略」に基づき、令和7年度から令和11年度までを集中取組期間として、4つの柱による市民の命と暮らしを守る施策を推進している。
- (2) 令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、今後の災害対応においては、「場所の支援」から「人の支援」へと考え方を転換し、発災直後から良好な避難生活環境を確保する必要がある。横浜市では、避難所環境の向上のために物資の拡充や、全国に先駆けた TKB ユニットの導入に取り組んでいる。
- (3) 避難環境の向上にも資する TKB ユニットのような機動的で広域的な効果を発揮する大型資器材については、地方自治体だけでは、導入・維持費用や効率的・効果的な運用の点から限界があり、それらの整備・運用に当たっての方針を国が責任をもって提示することが必要である。
- (4) 飲料水や食料などの国によるプッシュ型支援物資について、想定される広域的な被災エリア単位への効率的な分配・供給に留意し、首都圏域における備蓄拠点の増設や支援物資の品目拡充に継続的に取り組むことが必要である。
- (5) 令和7年7月に改定した国の防災基本計画では、物資の備蓄に必要な備蓄量が最低3日間、推奨1週間と明記された。横浜市では、阪神淡路大震災を契機として整備した備蓄庫の多くが老朽化しており、備蓄庫新設に対する緊急防災・減災事業債の延長措置と併せて、老朽備蓄庫の更新・修繕等に係る財政支援の創設が必要である。
- (6) 「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和2年5月・中央防災会議）」では、被災地である1都3県に対し、約147,000人規模の応援部隊の投入が予定されている。横浜市では、これらの部隊の集結指揮、宿営、資機材集積及び燃料補給等を行う「救助活動拠点」機能を持つ「広域防災拠点」を旧上瀬谷通信施設地区に整備し、令和12年度の一部機能発揮を予定しているが、整備に当たって財政支援が必要である。
- (7) 災害時の輸送ネットワークを強化し、人員及び物資輸送の実行性向上のため、緊急輸送路の耐震化等が必要である。また、良好な避難生活環境などを確保するために災害時においても給水・排水機能の確保が求められる。

## 参考1 大規模災害時の対応力強化に向けて求める事項

### 1 避難環境の向上に向けた支援の拡充

- ・発災時に大型資機材（簡易ベッド、パーティション、キッチンカー、トイレ・シャワー関連設備、発電機等）を活用した被災地支援を国主導の下で円滑・迅速に行うための方針の策定
- ・大型資機材の整備における国・地方自治体間の役割整理と整備に係る財政支援の拡充
- ・国によるプッシュ型支援の備蓄拠点の首都圏域における増設
- ・プッシュ型支援備蓄の品目の更なる拡充
- ・指定避難所の備蓄庫新設に活用できる緊急防災・減災事業債の期限延長
- ・老朽化した指定避難所の備蓄庫更新・修繕等に係る財政支援の創設
- ・指定避難所の食料・資機材等の備蓄品整備に係る財政支援の創設

### 2 横浜市における大規模災害時の拠点整備の支援

- ・応援部隊の現地司令施設の整備に係る財政支援の拡充
- ・支援物資の受入れ施設の整備に係る財政支援の拡充

### 3 インフラ強靭化に向けた支援の拡充

- ・道路施設の老朽化対策をはじめ、緊急輸送路上の橋りょう耐震化等に向けた財政支援の拡充
- ・緊急輸送路下に埋設された上下水道施設の耐震化に必要な予算の確保
- ・重要施設に接続する上下水道施設の耐震化に必要な予算の確保
- ・上下水道施設の老朽化対策に必要な予算の確保

## 参考2 横浜市地震防災戦略（令和7年3月改定）

大規模地震被害の軽減に向けて市役所が取り組む行動計画として、4つの柱による市民の命と暮らしを守る施策を推進している。

柱1	<b>市民や地域の「発災前からの備え」の強化</b> 防災行動の促進及び多様な助け合いの強化（自助・共助の推進）地震火災対策の推進、建物倒壊等の防止対策強化、災害時にも生きるまちづくりの推進により、市民や地域の「発災前からの備え」を強化します。
柱2	<b>誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みの構築</b> 避難所環境の向上、物資支援の充実、配慮が必要な人（災害時要援護者）への支援、多様な避難への支援、早期の生活再建に向けた支援により、誰もが安心して避難生活を送ることができる仕組みを築きます。
柱3	<b>大規模災害時の拠点等整備</b> 広域防災拠点（旧上瀬谷通信施設地区）の整備、災害応急活動体制の強化により、大規模災害時の拠点等を整備します。
柱4	<b>災害に強いまちづくりの推進（インフラの強靭化）</b> 緊急輸送路等の強靭化、上下水道の強靭化、港湾施設等の強靭化により、災害に強いまちづくり（インフラの強靭化）を進めます。

### 提案の担当

総務局防災企画課長	井上 健正	TEL 045-671-2019
消防局警防課担当課長	平井 正和	TEL 045-334-6751
道路局事業推進課長	古性 敏幸	TEL 045-671-2937
下水道河川局マネジメント推進課担当課長	中村 大和	TEL 045-671-2613
水道局経理課長	田中 美枝子	TEL 045-671-3129

## 2 「交通空白」解消に向けた地域公共交通の充実への支援 【重点】

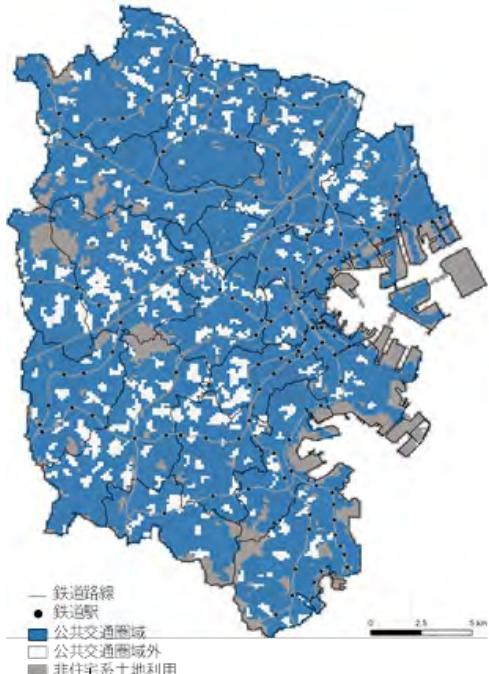
【要望先：国土交通省】

### 提案・要望

- 1 地域公共交通について、利用者が交通サービスを認知し、定着するための行動変容には長期間を要するため、複数年度にわたり連続して実施する実証運行を支援対象とすること。
- 2 新たな「交通空白」を生じさせないよう、バス運転士を確保し、既存バス路線の廃止・減便を抑制するため、待遇改善・人材確保に対する財政支援の充実を図ること。

- (1) 横浜市は、住宅地が丘陵地を含め市域全体に広がり、勾配を考慮して補正した道路距離で、鉄道駅から800m以内、バス停から300m以内を公共交通圏域と定義して、市内の状況を図化すると、公共交通圏域外（交通空白地）が郊外部を中心に点在している。
- (2) 今後、高齢化の進展により、高齢者の免許返納率の増加に加え、身体能力の低下により、移動の負担が大きく、移動に制約が伴う市民が増加すると予想される。一方、人口減少や高齢化による利用者減少、運転士の不足や高齢化など、経営環境の悪化により、市民生活を支える路線バスの減便や最終バスの繰上げをせざるを得ない状況となっている。
- (3) そこで、横浜市では誰もが移動しやすい環境の整備と、危機的状況にある地域交通の維持・充実を図るため、令和7年4月に「地域公共交通計画」を策定し、「地域交通を増やす」施策と「地域交通を守る」施策を重層的に展開している。
- (4) 令和7年4月より「みんなのおでかけ交通事業」を開始し、行政からのプッシュ型支援とともに、地域に適した運行として定着・持続させるための補助（実証運行（最大3年間）及び本格運行）により、交通空白地の解消の取組を推進している。
- (5) 地域公共交通の導入には、車両の入手が難しく実証運行開始までに時間を要することに加え、導入した交通が地域に定着するには、住民周知や地域と連携した利用促進策による新規ユーザーの獲得、実証運行データに基づく運行計画の改善など、長期間にわたる切れ目ない連続した取組が必要であるが、現行の「共創モデル実証運行事業」及び「『交通空白』解消緊急対策事業」に基づく実証運行に対する国の財政支援は、対象期間が実質6か月程度と年度内の限られた期間となっている。
- (6) 路線バス利用者が減少する中、バス運転士の待遇改善は事業者の経営努力だけでは限界がある。横浜市は月額3万円を上限とした住宅手当を補助する「民間バス運転士住居支援事業補助金」を創設した。運転士確保のインセンティブを一層強化するため、国においても待遇改善・人材確保に対する財政支援の充実が必要である。

## 参考1 横浜市地域公共交通計画の基本方針と公共交通圏域の関係



交通空白地（公共交通圏域外）→新たな地域交通の導入  
を公共交通圏域に変える

地域公共交通を **増やす**

「横浜市みんなのおでかけ交通事業」創設  
行政からのプッシュ型の支援と、本格運行  
時の運行経費の補助など支援を開始

公共交通圏域  
を守る

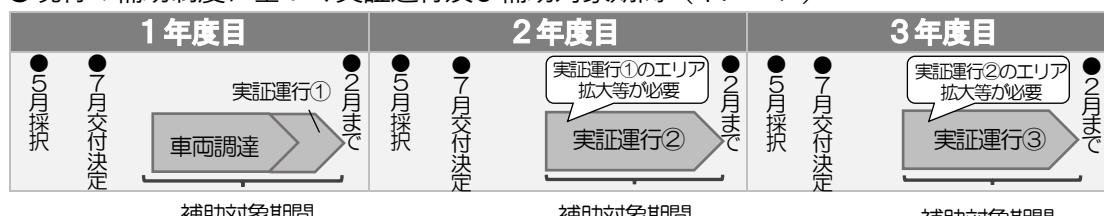
地域公共交通を **守る**

→バスネットワークの維持

「運転士確保に向けた住宅手当補助制度」創設  
離職率の高い採用後5年目までの運転士を  
対象に、最大3万円／月の住宅費を補助し、  
5年間で250人の人材確保につなげる

## 参考2 共創モデル実証運行事業及び「交通空白」解消緊急対策事業の課題

●現行の補助制度に基づく実証運行及び補助対象期間（イメージ）

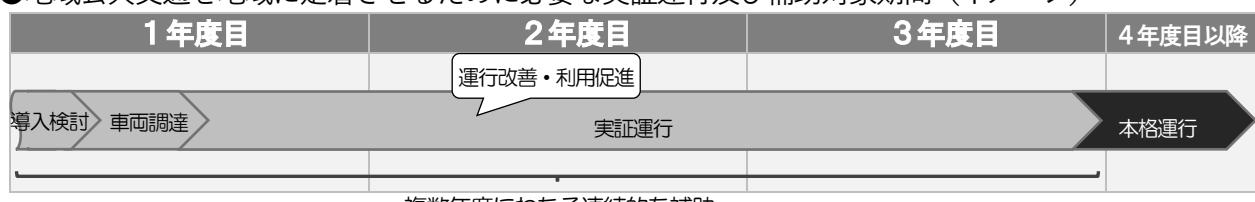


補助対象期間

補助対象期間

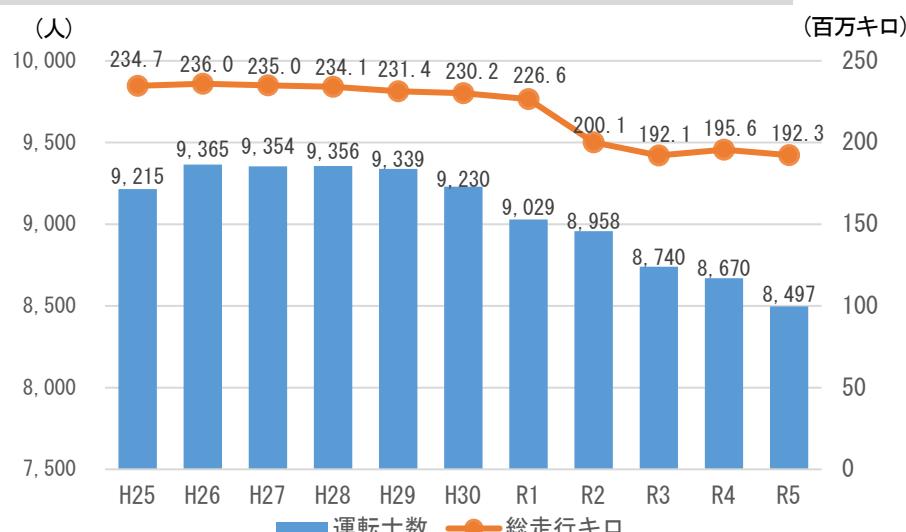
補助対象期間

●地域公共交通を地域に定着させるために必要な実証運行及び補助対象期間（イメージ）



複数年度にわたる連続的な補助

## 参考3 神奈川県内の乗合バス運転士数・総走行キロの推移



提案の担当

都市整備局交通企画課長

森田 真郷

TEL 045-671-3515

都市整備局交通企画課バス交通担当課長

大橋 男

TEL 045-671-2760

都市整備局地域交通推進課長

水谷 年希

TEL 045-671-2755

### 3 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計【重点】

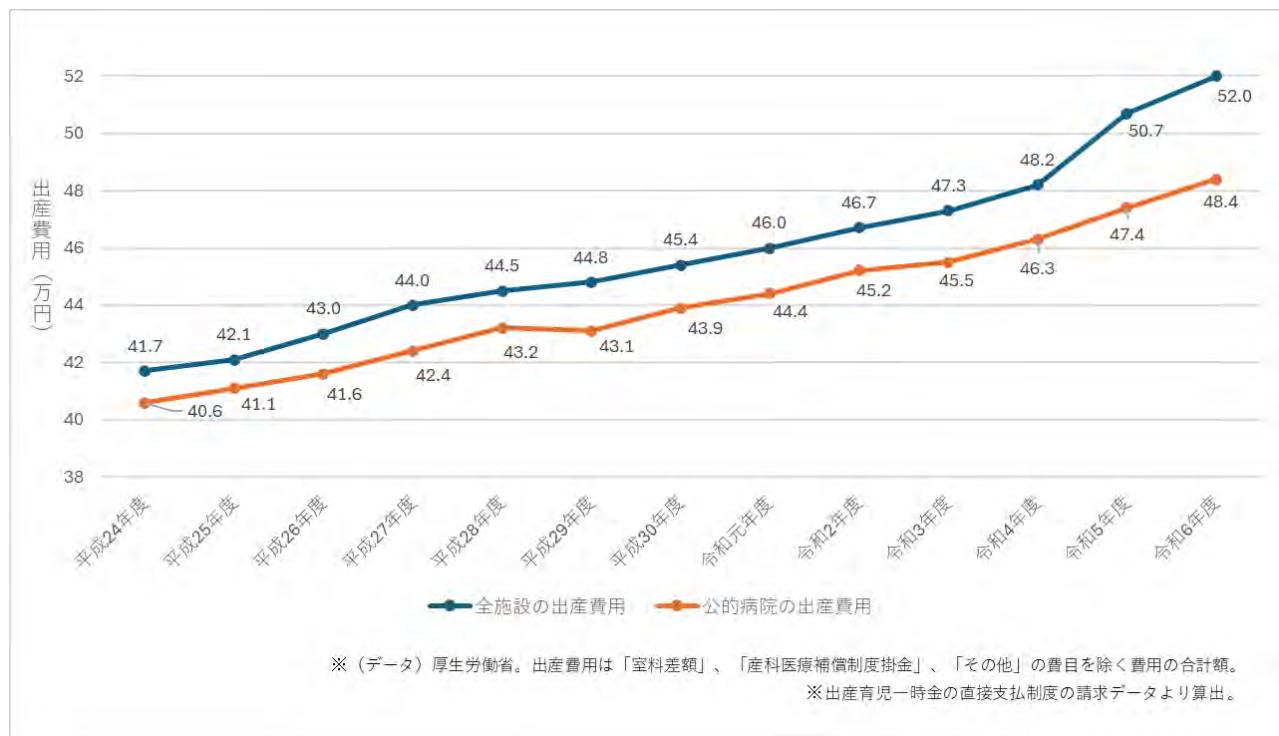
【要望先：厚生労働省、こども家庭庁】

#### 提案・要望

- 1 出産費用における保険適用の導入にあたり、自己負担額は全額国費により賄うこと。また、適用範囲について、地域間の費用格差を踏まえた大都市圏の医療機関等の経営や母子の健康管理に配慮した制度設計とし、各施設の独自サービスに対する妊婦の選択の幅が狭まることがないよう、丁寧に検討すること。
- 2 都市部において、出産育児一時金だけでは賄えず、自己負担が生じている状況を一日でも早く解消するため、保険適用の導入は、令和8年度のできるだけ早い時期に実現すること。また、地方自治体が実施する施策等への影響も考慮し、保険適用の時期等を早期に示すこと。

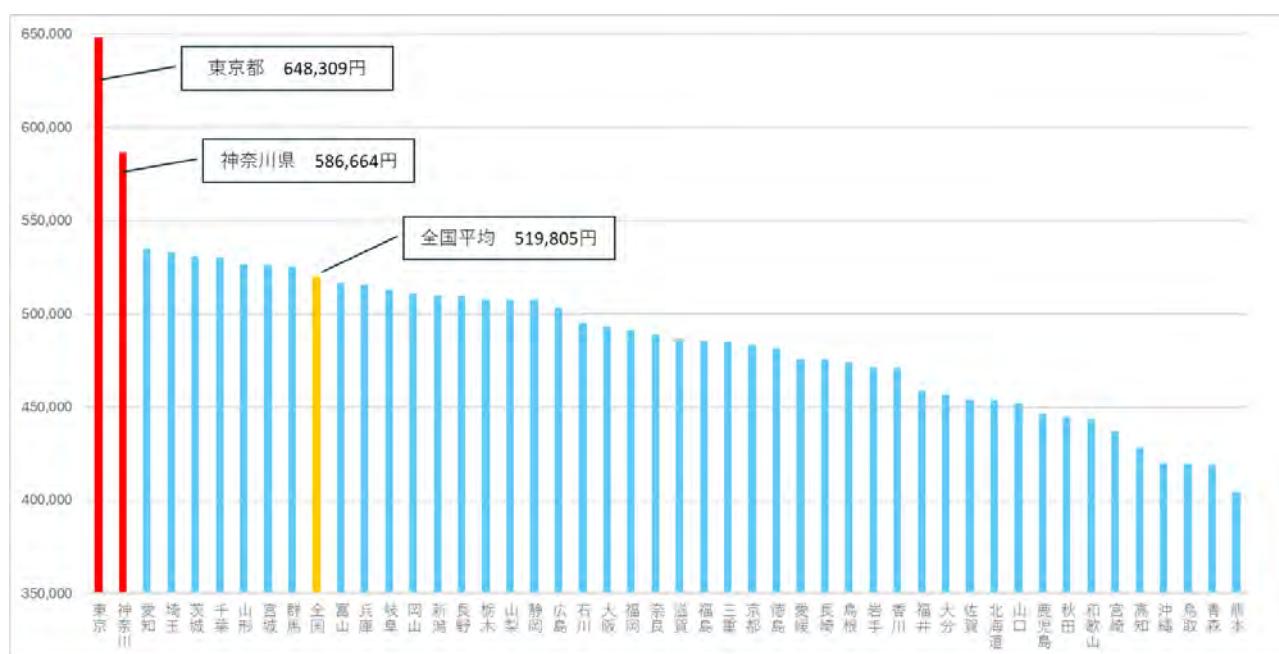
- (1) 厚生労働省の実態把握に関する調査研究によると、出産費用は年間平均1%程度で上昇しており、国は、全国の公的病院における平均的な出産費用の状況等を踏まえ、令和5年4月に出産育児一時金を42万円から50万円に増額した（参考1：出産費用の推移）。
- (2) 令和6年度の室料差額等を除いた出産費用の平均値は、都道府県により20万円以上の差があり、神奈川県は586,664円と全国で2番目に高くなっている（参考2：都道府県別出産費用（令和6年度））。
- (3) 令和5年度に実施した横浜市の出産費用の実態調査では、市内分娩取扱施設の基礎的費用の平均値は548,224円、中央値は555,000円であり、増額された出産育児一時金を上回っていた。調査結果を受け、令和6年度から横浜市独自に最大9万円を助成し、市内公的病院の基礎的費用を100%カバーしている。
- (4) 令和5年12月に閣議決定した「こども未来戦略」において、令和8年度を目途とした出産費用（正常分娩）の保険適用の導入について検討を進めるとした。これを受け、厚生労働省は令和6年5月に全国の分娩取扱施設の出産費用等の情報提供を行うウェブサイト「出産なび」を開設、令和6年6月から「妊娠・出産・産後における妊産婦等の支援策等に関する検討会」において議論が進められ、令和7年5月に「議論の整理」が取りまとめられた。
- (5) 保険適用により全国一律に診療報酬が定められた場合、現在医療機関で確保している人員体制の維持が困難になることや、医療機関等の経営が成り立たなくなる懸念がある。診療報酬の検討にあたっては、地域間の出産費用の格差が大きいことを踏まえ、人件費や物価が高額な大都市圏においても出産環境や医療提供体制の質が落ちないよう、地域の実情を十分に踏まえた検討が必要である。
- (6) 出産・子育てに係る地方自治体独自の支援の見直しや制度の周知等にも時間を要することから、実施の時期や保険適用の範囲について、早期に示される必要がある。

## 参考1 出産費用の推移（出典元：厚生労働省集計資料）



## 参考2 都道府県別出産費用（令和6年度）

(出典元: 厚生労働省集計資料)



### 提案の担当

こども青少年局地域子育て支援課長

五十川 聰

TEL 045-671-4776

## 4 子どもの医療費助成制度の創設【重点】

【要望先：こども家庭庁】

### 提案・要望

- 1 全ての子どもが、18歳の年度末まで、全国どこに住んでも安心して必要な医療を受けられるよう、子どもの医療費に関する全国一律の医療費助成制度を創設すること。
- 2 長期的に安定した全国一律の医療費助成制度となるよう、国と地方自治体が共同で制度設計を行う体制を構築すること。

- (1) 子どもの医療費について、医療保険制度の下、自己負担が義務教育就学前は2割、就学後は3割となっている。全ての市区町村が独自の助成を実施している一方、対象年齢・所得制限・一部自己負担等の助成内容は、市区町村によって異なる。なお、8割以上の市区町村が18歳年度末までを助成の対象としている。
- (2) 横浜市では、子どもの医療費助成の対象を段階的に拡充し、現在、中学3年生までを対象に所得制限及び一部負担金なく助成している。また、令和8年度中に対象年齢を18歳年度末まで拡大することを検討している。
- (3) 国を挙げて子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて取り組む中、子どもの医療費助成は、子育て世代の家庭の経済的負担を軽減することによって、子どもたちが医療機関を受診しやすい環境を築くための重要な施策である。しかし、市区町村が独自助成を実施している現状では、同じ医療を受けても居住地や住所地によって自己負担額に差があり、不公平な状況が生じている。地方自治体間の差異をなくしナショナル・スタンダードの保障として、国主導による全国一律の医療費助成制度が必要である。
- (4) 横浜市会においても、令和7年9月に「子どもの医療費助成制度の創設を求める意見書」を可決し、国への要望活動を行っている。また、市民や市民団体からも地方自治体によって助成内容に差が生じている状況の是正を求める意見・要望が寄せられている。
- (5) 制度設計に当たっては、全国の市区町村間で所得制限等の制度詳細に相違があるため、国及び複数の地方自治体が共同で検討を進めていく必要がある。

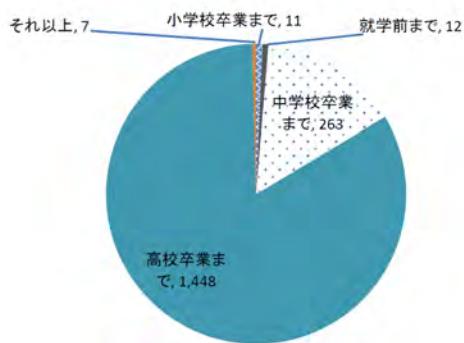
## 参考 1 子どもの医療費の自己負担分への助成の実施状況

全ての市区町村（1,741）が独自の助成を実施。一方で、助成内容は異なっている。

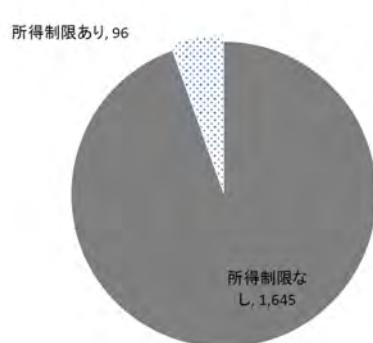
＜通院に対する助成の実施状況＞

（単位：市区町村）

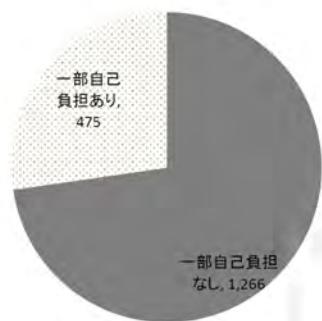
### 【対象年齢】



### 【所得制限】



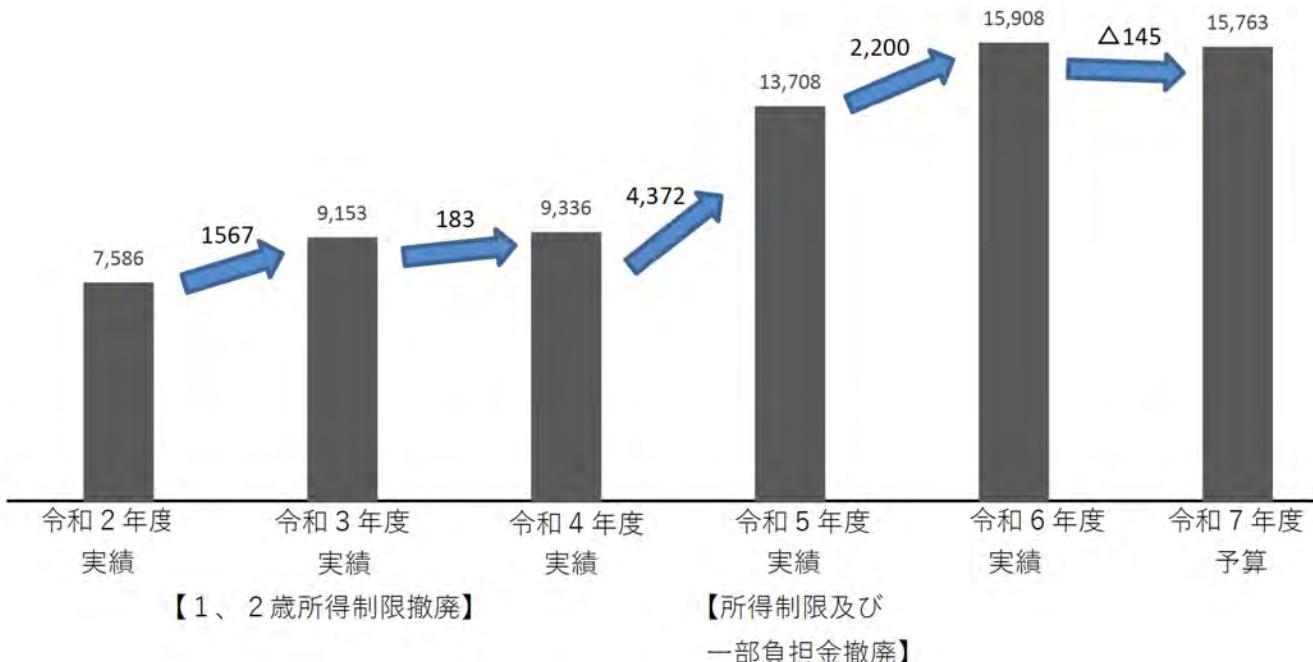
### 【一部自己負担】



出典：こども家庭庁 令和6年度「こどもに係る医療費の助成についての調査」

## 参考 2 横浜市における事業費の推移

（単位：百万円）



提案の担当

健康福祉局医療援助課長

菊池 潤

TEL 045-671-3694

# 5 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充【重点】

【要望先：こども家庭庁】

## 提案・要望

- 1 保育所や幼稚園等を利用する多子世帯への保育料等の負担軽減に係る年齢条件及び施設利用条件の撤廃と、第2子保育料の無償化（0～2歳児クラス）を行うこと。
- 2 幼児教育・保育の無償化の対象を2歳児以下にも拡大するなど、経済的負担の軽減策を拡充すること。
- 3 「0～2歳を含む幼児教育・保育の支援」について、地方自治体における準備期間や今後の財政負担を考慮した拡充策を早期に示すこと。

- (1) 横浜市の保育料は、国基準額から市独自に軽減し、低所得者層では概ね国基準の5割程度、中間層から高所得者層では7～8割程度を保護者負担としている。また、多子世帯については、国基準に加え、横浜市が認定する認可外保育施設（横浜保育室）等の利用者がいる世帯等に対しても軽減している。
- (2) 国基準では、認可保育所等を利用しているきょうだいがいる場合に軽減されるため、きょうだいの年齢が離れている場合や、認可保育所に空きがなくやむを得ず認可外保育施設等を利用する場合などは軽減の対象外となる。必ずしも望んだタイミングで子どもを授かるとは限らない中で、きょうだいの年齢差により軽減の対象外になることは不公平感が強い。制度の見直しを望む切実な声も多く、少子化対策として早期の条件撤廃が必要である（参考1）。
- (3) 政令指定都市の9割が多子軽減制度を独自に拡充しており、東京都では令和7年9月から第1子も含めた保育料を無償化し、大阪市も8年度からの無償化を検討している。少子化対策を目的とした子育て世帯への経済的支援は、地方自治体の財政力による地域間格差が生じないよう、国が主導することが必要である（参考2）。
- (4) 第16回出生動向基本調査では、理想の子どもの数を持たない理由として「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（妻35歳未満77.8%）」を挙げる世帯が最も多く、経済的負担により出産を断念せざるを得ない世帯への支援が必要である（参考3）。令和4年就業構造基本調査によると、子どもがいる世帯で「子どもが2人」の世帯数が「子どもが1人」の世帯数を上回るのは年収900万円以上からで、中間から低所得者層では「子どもが1人」の世帯が多いと推計される（参考4）。子育て世帯が物価高騰に苦しむ中で、幼児教育・保育の無償化の対象を2歳児以下にも拡大するなど、子育て・教育全般の経済的負担の軽減策の拡充が必要である。
- (5) 令和8年度予算の概算要求において、予算編成過程における検討事項とされている「0～2歳を含む幼児教育・保育の支援」の拡充について、地域間格差の拡大や物価高騰を踏まえ早期実施が求められる。一方、地方自治体における予算計上やシステム改修等の準備が必要であるとともに、地方自治体への過度の財政負担が生じないようにするため、財政措置も含めた拡充策の早期提示が必要である。

## 参考1 年齢条件及び施設利用条件による世帯への影響 (子ども3人の世帯の例)

収入が同じ世帯でもきょうだいの年齢により、平均保育料で年間約55万円の差がある。

また、上のきょうだいが卒園した場合も軽減がなくなる。

※横浜市平均保育料（月額）：約46,000円（第1子標準時間）第2子を半額として試算

	第1子	第2子	第3子	保育料計/年	備考
世帯A	5歳児 (無償化)	1歳児 (23,000円)	0歳児 (0円)	276,000円	
世帯B	小学生 ※年齢条件により 数えない	1歳児 (46,000円) ※第1子扱い	0歳児 (23,000円) ※第2子扱い	828,000円 (差額552,000円)	第1子の年齢により世帯Aより負担が大きく、不公平感に

## 参考2 政令指定都市及び東京都の保育料無償化・多子軽減拡充状況 (横浜市調べ：今後拡充予定含む)

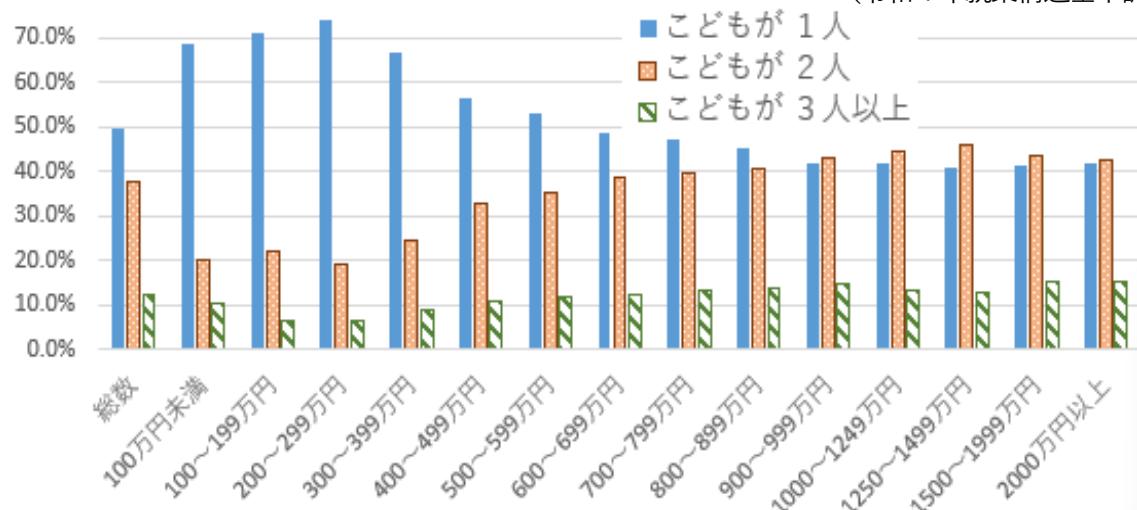
政令指定都市・東京都	軽減策
東京都（令和7年9月～）・大阪市（検討中）	第1子を含む無償化
7市 大阪市、静岡市、京都市、堺市、福岡市、北九州市、札幌市	年齢条件・施設利用条件の撤廃 第2子保育料の無償化
5市 神戸市、川崎市、千葉市（令和7年9月～）浜松市、広島市	年齢条件・施設利用条件の撤廃
6市 さいたま市、新潟市、名古屋市、岡山市、熊本市、仙台市	その他拡充 第3子のみ年齢条件撤廃など様々
2市 横浜市、相模原市	国基準どおり

## 参考3 理想の子ど�数を持たない主な理由 第16回出生動向基本調査（結果概要/妻の年齢35歳未満）

理由	割合（選択率）
子育てや教育にお金がかかりすぎるから	77.8%
これ以上、育児の心理的、肉体的負担に耐えられないから	23.1%
自分の仕事（勤めや家業）に差し支えるから	21.4%

## 参考4 子どもがいる世帯における、世帯収入と子どもの数の関係

（令和4年就業構造基本調査から作成）



提案の担当

こども青少年局保育・教育認定課長

長田 和彦

TEL 045-671-0251

## 6 給食費無償化の速やかな制度設計と全額国費による財源措置 【重点】

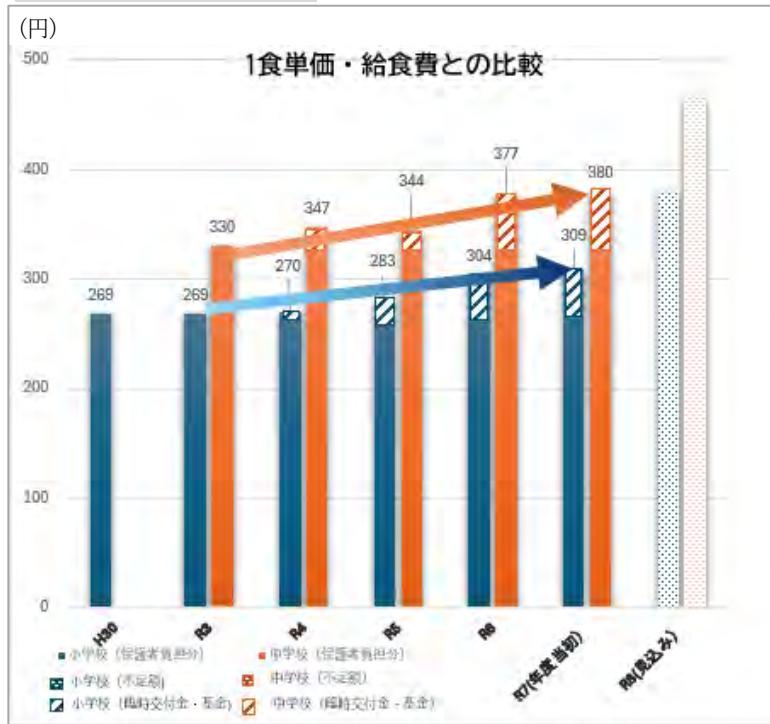
【要望先：文部科学省】

### 提案・要望

- 1 地方自治体が円滑に準備を進められるよう、関係法の整理を含め、給食費無償化に関する制度設計を一刻も早く実施すること。支援対象者の範囲、給食を喫食できない児童生徒への対応など、具体的な運用方針を早急に明確にすること。
- 2 食材に係る地域の価格水準の違いや価格変動も考慮し、地方自治体に財政負担が生じないよう全額国費で措置すること。また、地方交付税措置等によらず、直接的な財政措置とすること。

- (1) 令和8年度からの実施が目前に迫る中、現時点で制度が示されておらず、地方自治体における条例改正や保護者説明、給食費管理システム改修等に影響が生じている。関係法の整理、支援対象者の範囲の考え方など、一刻も早く具体的な制度を示す必要がある。
- (2) 横浜市の給食提供対象児童・生徒数は、小・中・特別支援学校を合わせて約24万人の規模であり無償化に伴う予算への影響額が大きいが、国の財政措置が不明のために予算編成での対応ができない。
- (3) 横浜市では物価高騰による食材費の上昇について、国の臨時交付金等の活用により、保護者負担を増額することなく、給食の質を維持してきた。令和8年度はこれまでを上回る物価高騰が見込まれるが、給食無償化の制度設計が示されていないため、現時点では対策を講じることができない。
- (4) 仮に国庫負担割合が給食物資相当額の1/2となった場合、横浜市では最大で約60億円の市費負担が見込まれ、他の子育て支援や教育施策の実施に大きな影響を及ぼす。地方自治体に財政負担や事務負担が生じないよう、必要な財源は全額国費で措置する必要がある。また、制度設計の遅れにより、地方自治体が独自財源で暫定対応を迫られる事態はあってはならない。
- (5) 国費算定に当たっては、都市間で物価にかい離がある状況や物価高騰が続いている状況を踏まえ、全国一律ではなく地域の価格水準の違いや変動を考慮した制度設計とし、将来的にも地方自治体に財政負担が生じないようにすることが必要である。

## 参考1 給食費の推移



給食費(1食あたり保護者負担額)

小学校:269.15円

中学校:330円



令和7年度当初予算

1食あたり、小学校40円、中学校50円  
を交付金で負担

## 参考2 物資別物価の推移



令和3年度 ⇒ 令和7年度

の給食物資の価格上昇率

### 【米飯】

小学校⇒183% 中学校⇒180%

### 【牛乳】

小学校⇒123% 中学校⇒134%

## 参考3 消費者物価指数地域差指数(総合)(都市) 2024年結果

全国平均=100

都市	東京都区部	横浜市
物価水準	104.9	104.0

約8%差



鹿児島市
96.5

提案の担当

教育委員会事務局学校給食・食育推進課長

檜崎 佳代子

TEL 045-671-3687

## 7 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正【重点】

【要望先：厚生労働省】

### 提案・要望

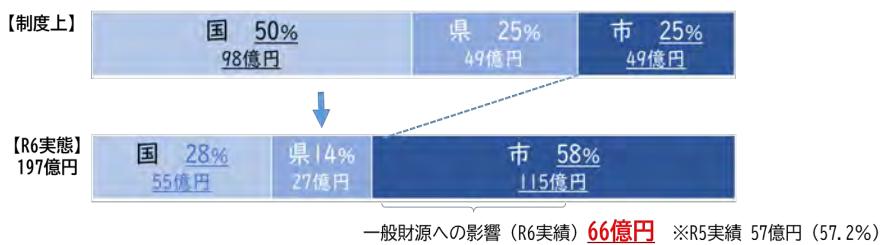
- 1 訪問系サービスでは、義務化されている国の費用負担を、政令により狭く限定していることにより、400を超える地方自治体で地方負担の超過が生じている。データにより、国庫負担基準(以下「国基準」という。)と給付実態のかい離が明らかであることから、国基準を廃止し、他の負担金事業と同様に給付実額を算定基礎とすること。
- 2 上記是正までの措置として、まずは実態とのかい離が大きい国基準等を見直し、「賃金や物価上昇分」を適切に反映すること。また、「居宅介護」の国基準の引上げとともに、国基準と利用実態が著しくかい離し、サービス利用が多い地方自治体ほど財政的負担が重くなる「重度訪問介護」の国基準を廃止すること。

- (1) 国が推進している入所等から地域における生活への移行及び維持継続には、訪問系サービス等の確保が欠かせない。しかし、訪問系サービスに係る「自立支援給付費負担金」では、障害者総合支援法で国の費用負担を「義務化」しているが、法の趣旨を超え、政令により、市町村に対する国庫負担の上限額を定めている。結果、障害者の地域移行を進める市町村の障壁となっている。
- (2) 横浜市では、障害者の地域移行等により、訪問系サービスの利用は年々増加し、訪問系サービスに係る横浜市の超過負担額は年々増加している(超過負担額は5年度 57億円、6年度 66億円)。そこで、国基準と給付実態のかい離をデータで明らかにし、是正を求めたが、令和8年度概算要求には反映されていない。
- (3) 障害者総合支援法が施行された平成24年度に、市町村間のサービスのばらつきをなくすとの趣旨のもと、国基準は、全国の市町村の支給実績の9割程度を満たす水準に設定されたが、令和3年度においては、支給実績の77.4%にとどまっている。令和6年度に国基準が見直されたが、政令指定都市全体の超過負担は拡大しており、更なる見直しが必要である。
- (4) 横浜市において、超過負担が拡大する要因を分析したところ、①賃金・物価上昇分が国基準に適切に反映されていないこと※1、②居宅介護の国基準の利用時間数は、類似する「介護保険サービス」の訪問介護の利用時間(横浜市実績)の7割程度の設定であり、実態に合っていないこと、③重度訪問介護の国基準の利用時間数は、利用実績の3割程度と著しく低い設定であることに加え、重度障害者※2の利用割合が多い地方自治体ほど利用時間数も長くなる傾向にあり、財政負担がより重くなっていることが判明した。国は全国レベルでこのような利用実態調査を行っておらず、実態からかい離した国基準の運用が継続している。

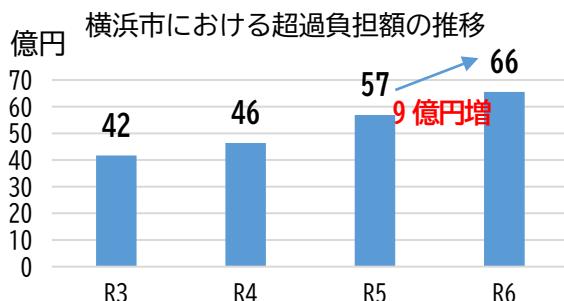
※1 令和4年10月の介護・障害福祉職員処遇改善ではサービス報酬のみ改定

※2 強度行動障害がある方、ALS(筋萎縮性側索硬化症)で人工呼吸器を利用している障害者等

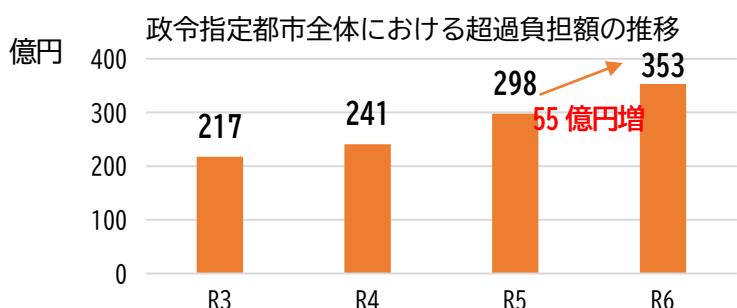
## 参考1 障害者総合支援法関連負担金（訪問系サービス）



## 参考2 超過負担額の推移



出典：横浜市による他都市照会回答による

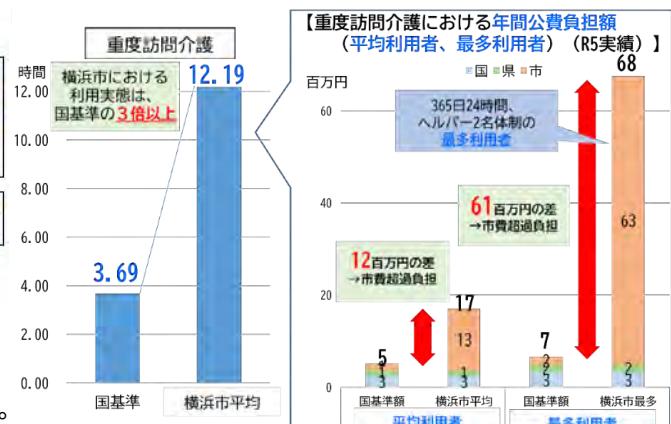


## 参考3 国基準と横浜市の利用実態等 ※1～3

### 【利用者一日あたり利用時間】(居住介護)



### 【利用者一日あたり利用時間】(重度訪問介護)



※1 「居住介護・重度訪問介護」：支援区分6のケースを分析。

「訪問介護」：要介護度5のケースを分析。

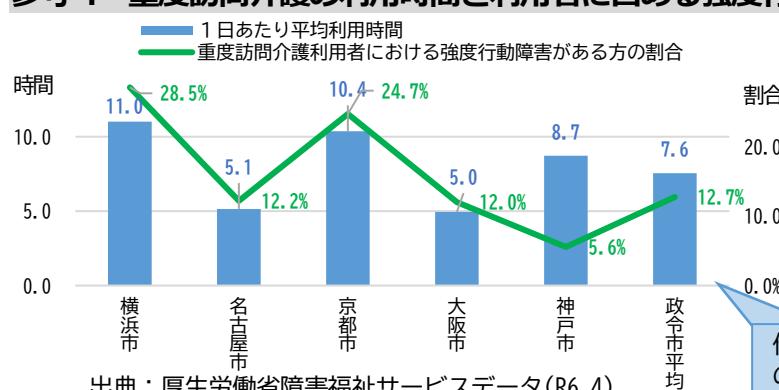
※2 「居住介護・重度訪問介護」：国基準は、単位数から一定の前提で利用者一日あたり時間数を試算

「訪問介護」：国基準額という考え方ではないが、介護サービス全体での利用限度額が設定されており、限度額を超えた利用は全額利用者負担となる。

※3 「居住介護・重度訪問介護」：横浜市平均は、本市支給データ（R5年度分約91万件）から、支援区分6の利用項目・時間帯ごとの利用時間数と利用実績人数から算出。

「訪問介護」：横浜市平均は、本市支給データ（R5.3月分約2万件）から、要介護5の利用項目・時間帯ごとの利用時間数と利用実績人数から算出。

## 参考4 重度訪問介護の利用時間と利用者に占める強度行動障害がある方の割合 ※4、5



※4 「重度訪問介護の利用時間」：全支援区分の旧5大市、利用者一日あたり平均利用時間を比較。

※5 「強度行動障害の割合」：重度訪問介護利用者の中、食べられないものを口に入れる、危険な飛び出しなど本人の健康を損ねる行動などが著しく高い頻度で起こるため、ヘルパー2名体制で長時間の支援を要する強度行動障害がある方の割合を比較。

他都市と比較して本市は、ヘルパー2名体制で長時間の支援が必要な強度行動障害がある方の割合が高い

提案の担当

健康福祉局障害自立支援課長

飯野 正夫

TEL 045-671-4130

## 8 A I ガバナンス構築に向けた対応【重点】【新規】

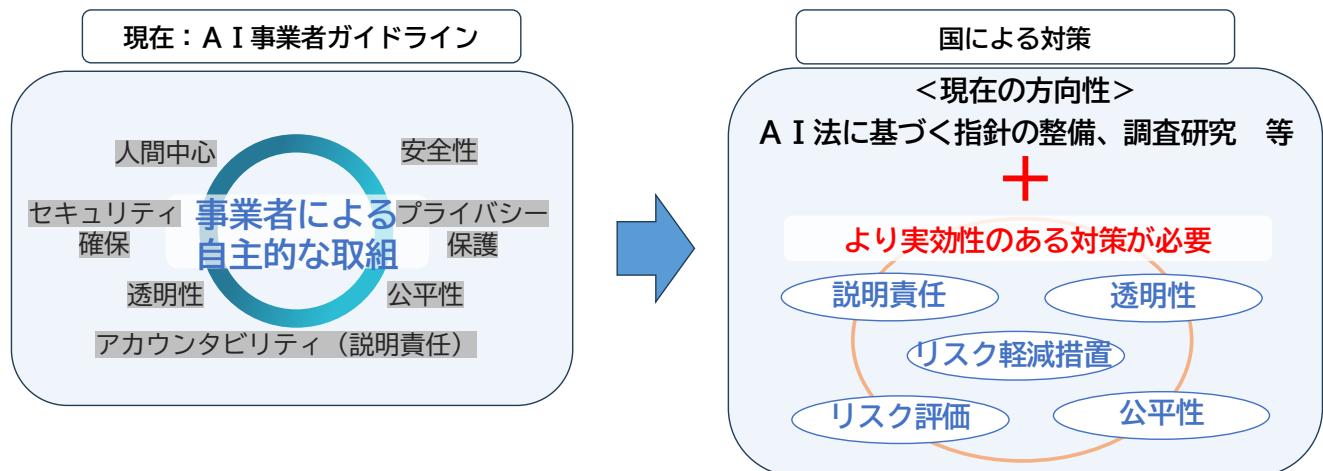
【要望先：内閣官房、内閣府、総務省】

### 提案・要望

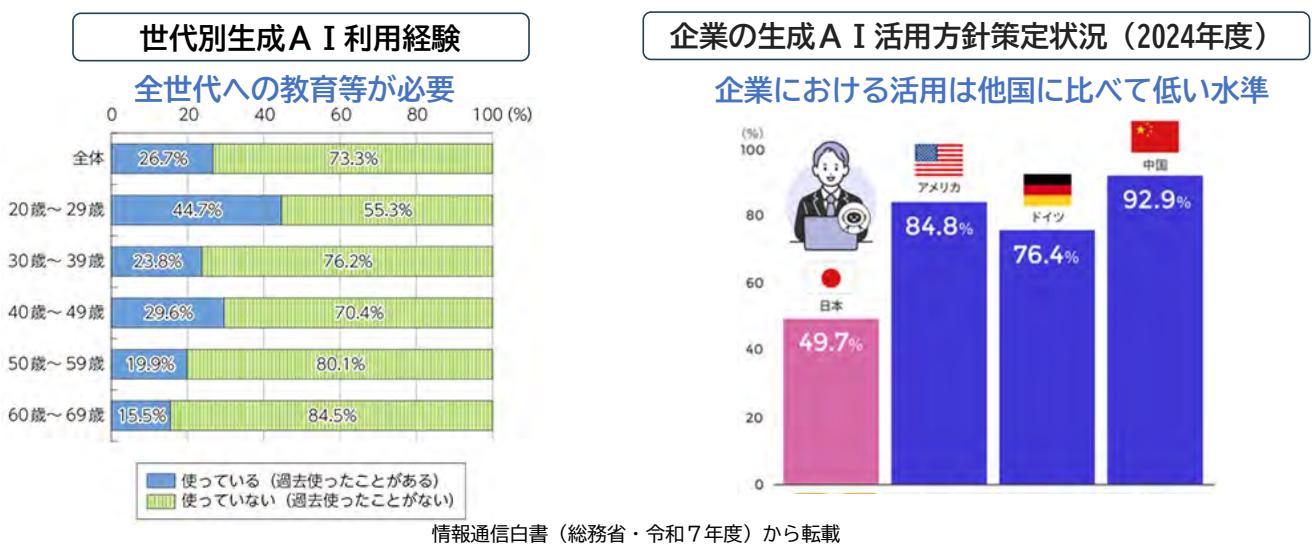
- 1 人工知能戦略本部が、A I の積極的な活用とリスクへの適切な対応の両立を推進する司令塔としての役割を果たし、国際的なA I ガバナンス形成を主導するとともに、地方自治体の意見も取り入れながら、国産も含めたA I 関連技術の研究開発及び活用の推進に関する施策を統括し、総合的かつ計画的に推進すること。
- 2 利用者が安心してA I を活用できるよう、A I サービスを提供する事業者に対し、リスク評価及びリスク軽減措置の実施、透明性や公平性、説明責任を求めるなどの対策を講じること。
- 3 リスクを踏まえたA I 活用を推進するため、専門的人材の育成及び国民へのA I リテラシー教育を実施するとともに、A I の特性やA I 活用がもたらす効果、リスクも含めた情報を適時・適切に発信・周知するなど、必要な対策を講じること。
- 4 国のガイドライン策定に当たっては、地方自治体への継続的な意見聴取などにより、A I を安全かつ効果的に住民サービスの提供に活用できるよう、有用なものにすること。

- (1) 生成A I をはじめとする人工知能（以下「A I」という。）技術は、今後更に急速な進化を遂げることが確実視されており、人口減少が進行する我が国において、行政サービスの維持や地域社会の持続可能性の確保に向けて、極めて重要な役割を果たすことが期待されている。
- (2) 国においては、令和7年9月、内閣に人工知能戦略本部を設置し、A I 政策に係る各行政分野の施策の統一を図りながら、イノベーションの促進とリスク対応を両立できるよう、人工知能基本計画やA I 法に基づく適正性確保に関する議論を進めることとしている。
- (3) 各地方自治体においても、行政内部事務の効率化に向けてA I を取り入れる動きを活発化させるとともに、A I 活用に積極的に取り組む地方自治体では、住民からの問い合わせ対応へのチャットボットや行政手続における申請受付・審査等にも導入するなど、きめ細かなサービスの提供や住民生活に直結する施策の充実に向けた取組を進めている。
- (4) 一方で、総務省及び経済産業省が公表した「A I 事業者ガイドライン」にも示されているとおり、A I は、誤った情報の生成（いわゆるハルシネーション）、不適切な内容の出力、判断過程の不透明性など、技術的なリスクを内包している。加えて、偽情報の拡散、個人情報の漏洩、利用者による悪用といった社会的リスクも指摘され、海外においてはディープフェイク技術を用いた詐欺事件や自殺をほう助したとされる深刻な問題も発生している。
- (5) このような状況を踏まえ、A I の活用が健全かつ積極的に推進されるよう、A I ガバナンス構築に向けた国対応が必要である。

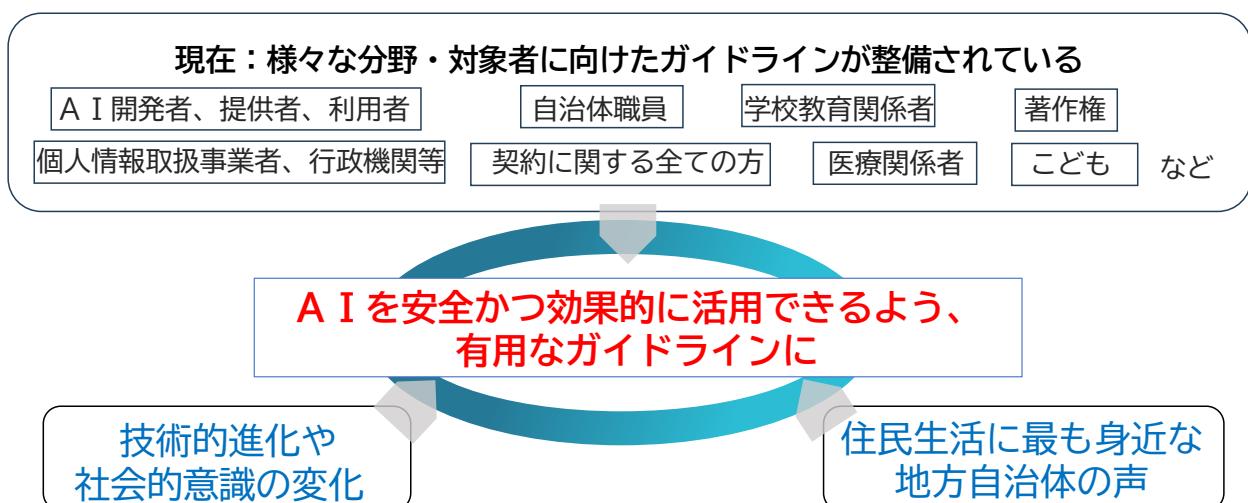
## 参考1 AI事業者への対策



## 参考2 専門人材の育成とAIリテラシー教育の推進



## 参考3 地方自治体の意見を踏まえた国の方針策定



提案の担当

デジタル統括本部デジタル・デザイン室担当課長

武井 邦之

TEL 045-671-4185

## 9 下水道事業の強靭化に向けた支援

【要望先：国土交通省】

### 提案・要望

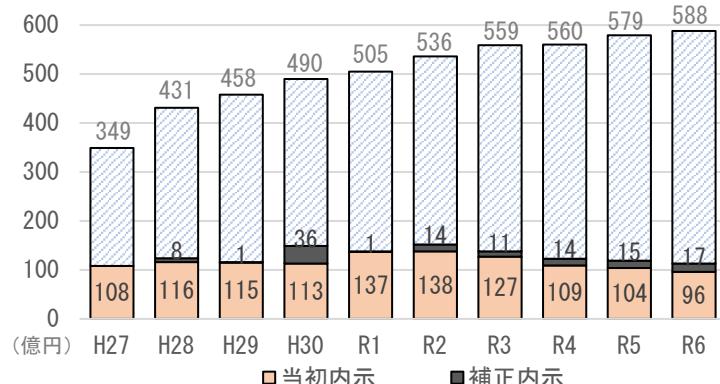
- 将来にわたり安定した下水道サービスを提供するための老朽化対策に係る所要額を確保すること。
- 中大口径の下水管の部分改築への支援を拡充するとともに、維持管理の容易性や冗長性を確保するための新規補助事業を創設すること。

- (1) 高度成長期以降に集中的に整備した膨大な下水道施設の老朽化が進行している。令和7年1月に埼玉県で発生したような、下水管路の破損に起因する道路陥没などを未然に防ぐために老朽化対策を早急に進める必要がある。
- (2) 全国特別重点調査の実施要請に基づき、横浜市では約400kmを対象に調査を実施している。そのうち、優先実施箇所50kmにおける緊急度Iの要対策延長が約0.9kmと判明した。
- (3) 中大口径の下水管は、老朽化により損傷すると大規模な事故につながり社会活動に甚大な影響を及ぼす。大規模陥没を未然に防ぐため、管路全体の改築への支援継続に加え、新たに調査に基づく部分的な改築にも支援の拡充が必要である。
- (4) 事故発生時の社会的影響が大きい下水管路の維持管理の容易性（メンテナビリティ）や冗長性（リダンダンシー）確保のための新規補助事業創設など、一層の国支援拡充が必要である。

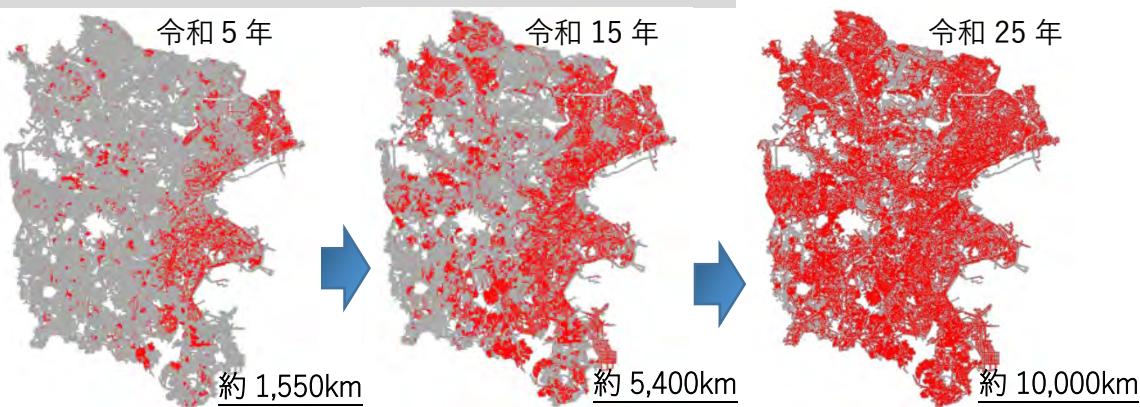
### 参考1 中大口径管テレビカメラ調査



### 参考2 下水道整備費と国費の推移



### 参考3 下水管の老朽化状況（敷設後50年経過管）



提案の担当

下水道河川局マネジメント推進課担当課長

中村 大和

TEL 045-671-2613

# 10 学校教育の質の向上及び教員確保のための処遇改善

【要望先：文部科学省】

## 提案・要望

- 教員の処遇改善に係る取組を確実に進められるよう、教職調整額の10%への引上げ等に係る所要額について、地方自治体に負担を転嫁することなく、国において確実に財政措置すること。
- 義務教育等教員特別手当は、特別支援教育も加算対象とすること。また、学級数を超える人数の教員が担任業務を担う場合も加算対象とすること。

- (1) 教職調整額の率は、令和7年度から令和12年度まで毎年1月に1%ずつ、10%まで引き上げることとされた。現行制度のとおり国と地方が1:2の割合で負担する場合、横浜市の負担額は1%の引上げにつき約11.4億円と試算している。財政への負担が非常に大きいため、国の負担分について、地方自治体に転嫁することなく、確実な措置が必要。
- (2) 義務教育等教員特別手当は、校務類型に応じて支給し、その困難性等を考慮して支給額を定めることとされ、学級担任への加算を想定して、特別支援学級や特別支援学校を除く学級数が加算の上限とされた。しかし、横浜市が組織的・効果的な学級経営の強化のために推進する「チーム担任制」では学級数を超える人数の教員が担任業務を担うことや、特別支援学級等の担任についても同様の担任業務を担っていることを踏まえると、現行の加算範囲は不十分である。

### 参考1 教職調整額等の引上げに伴う教職員人件費の増加額（横浜市：対R7年度当初予算比）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
教職調整額の率	4%→5%	5%→6%	6%→7%	7%→8%	8%→9%	9%→10%
教職員人件費	226百万円	1,729百万円	3,233百万円	4,736百万円	6,240百万円	7,743百万円
国庫負担金	65百万円	428百万円	791百万円	1,154百万円	1,517百万円	1,880百万円
横浜市負担額	161百万円	1,301百万円	2,442百万円	3,582百万円	4,723百万円	5,863百万円

※令和7年10月時点の試算。管理職の給料月額の増を含む

### 参考2 横浜市のチーム担任制の取組（令和6～7年度にモデル校にて試行・研究を実施）

- |                |                                     |
|----------------|-------------------------------------|
| I ローテーション型     | 学年の教員が、各学級を一定期間でローテーションしながら担任業務を行う。 |
| II 副担任型        | 学年に共通の副担任を配置し、学級担任をサポートする。          |
| III 育児短時間勤務対応型 | 育児短時間勤務などの教員が午前と午後を分担して受けもつ。        |



※ 各校は、IからIIIを状況に応じて自由に選択、組み合わせて取組を行う

#### 提案の担当

教育委員会事務局教職員労務課長

林 尚子

TEL 045-671-3227

教育委員会事務局学校経営支援課教育イノベーション担当課長

加藤 智敏

TEL 045-671-3723

# 11 仕事と育児の両立に関する取組の推進【新規】

【要望先：厚生労働省】

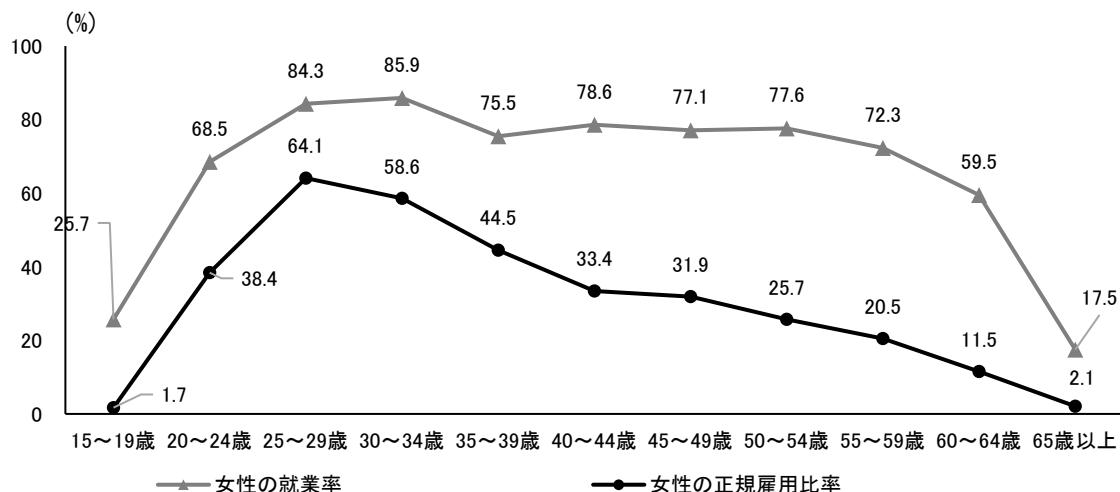
## 提案・要望

- 1 育児・介護休業法における、所定外労働の制限、時間外労働の制限及び深夜業の制限については、令和6年法改正時の附帯決議に基づき、利用状況を把握するための調査を早期に実施すること。
- 2 調査結果をもとに、子の対象年齢の拡大などの法改正も含め、仕事と育児の両立が進むよう検討すること。

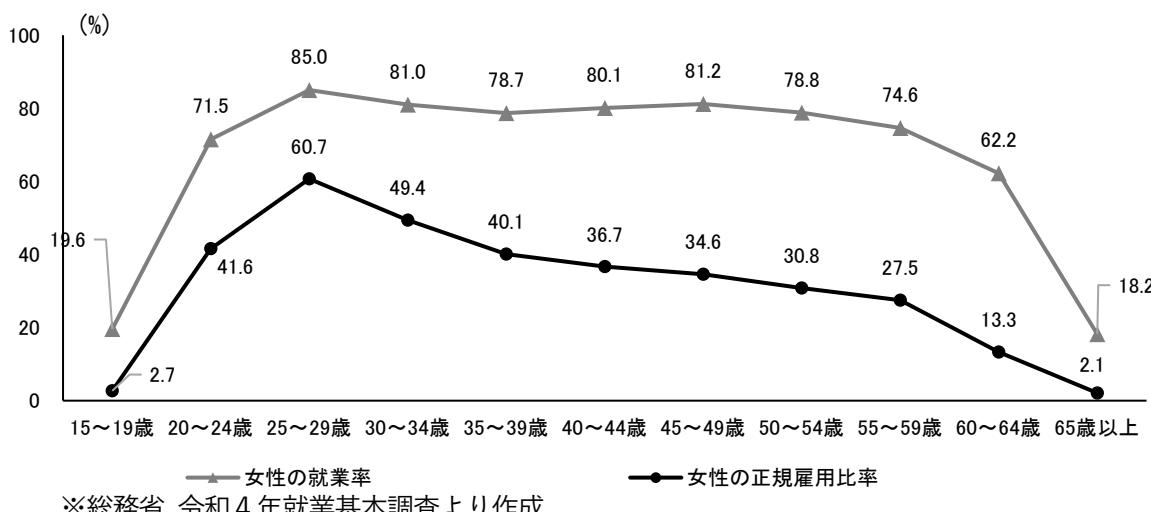
- (1) 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）において、男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知・意向確認の義務化などの改正が令和6年になされ、令和7年から段階的に施行されている。
- (2) 育児・介護休業法では、育児中の労働者の深夜業の制限は小学校就学前の子どもを養育する労働者に限定されており、子どもの小学校入学に伴い、仕事と育児の両立の妨げとなるおそれがある。特に、深夜業に従事する労働者が多いとされるインフラ分野や医療・介護分野においては、影響が大きいと考えられる。
- (3) 全国的に、男性の正規雇用率は35～39歳まで上昇する一方で、女性は25～29歳をピークに減少し、いわゆる「L字カーブ」を描いている。横浜市において正規雇用率の減少が顕著な35～39歳の年齢層については、女性の第1子出生年齢の平均が31歳であることから、小学生の育児を実施している層と重なっており、子どもの小学校就学を契機とした仕事と育児の両立の困難さが、離職の一因となっている可能性が推察される。
- (4) 深夜業等の制限に関する子の対象年齢を小学生以上に拡大することは、仕事と育児の両立の困難を理由に離職している女性の正規雇用の離職を防ぐことにつながると考えられる。また、女性だけでなく男性にとっても利用できる制度の選択肢が広がることで、仕事と育児の両立の推進の後押しとなる。
- (5) 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（令和6年4、5月）」においても、この法律の施行に際し、「所定外労働の制限、時間外労働の制限及び深夜業の制限について、その利用状況を把握し、その結果も踏まえ、労働政策審議会において、子の対象年齢などの必要な検討を行うこと。」とされた。
- (6) 仕事と育児両立のため、育児期の柔軟な働き方を実現するという育児・介護休業法の趣旨に鑑み、早期に利用状況を把握し、その結果を踏まえ、法改正を検討することが必要である。

## 参考1 横浜市及び全国の女性の就業率と正規雇用比率の推移

<横浜市>



<全国>



※総務省 令和4年就業基本調査より作成

## 参考2 横浜市内企業における、男女の育休取得率の比較

	育児休業			
	男性従業員		女性従業員	
	配偶者が出産した従業員	379人	出産した従業員	277人
取得者数	154人		275人	
取得率	40.6%		99.3%	

※横浜市 令和5年度男女共同参画に関する事業所調査報告書より

提案の担当

経済局雇用労働課長  
政策経営局男女共同参画推進課長  
こども青少年局企画調整課長

新谷 雄一 TEL 045-671-2303  
武井 友子 TEL 045-671-3691  
原 弘岳 TEL 045-671-4280

# 12 2040年を見据えた高齢者医療需要への対応【新規】

【要望先：厚生労働省】

## 提案・要望

診療報酬制度の「地域包括医療病棟」について、今後増大する高齢者救急ニーズの受け皿機能を適切に発揮するため、在宅復帰率及び平均在院日数等、院内転棟割合など、施設基準の要件を見直すこと。

- (1) 令和6年度に新設された「地域包括医療病棟」は、高齢者の救急医療需要に対する適切な入院医療を推進する観点から、リハビリテーション、栄養管理、入退院支援、在宅復帰等の機能まで包括的に提供する制度で、都市部の横浜市においても重要である。
- (2) しかし、現行の施設基準は非常に厳格で、導入を断念する医療機関もあり、当制度を適用する医療機関は市内130病院中8病院に留まっている。地域医療の役割を果たすため、より実効性のある制度運用に向けた見直しが必要である。
- (3) 具体的には、「在宅復帰率80%以上」の要件については、地域包括ケア病棟(72.5%)より厳しい要件となっており、単身独居高齢者をはじめ社会的背景も踏まえた退院調整が求められるなかで見直しが必要である。また、算定の対象外である地域包括ケア病棟及び療養病棟への転院を算定の対象とするなど、急性期病床と同等となるよう要件緩和が必要である。
- (4) 高齢者の多くは複数の疾患を抱え、また、単身独居も多く、退院までに時間を要していることから、「平均在院日数21日以内」の要件について、単に急性期一般入院料に準ずるのではなく、その特性も踏まえた適切な日数となるよう見直すべきである。
- (5) 患者要件である「重症度、医療・看護必要度」について、一般急性期と同等の基準を設けていくが、高齢者救急の実態を踏まえた適切な評価に見直すべきである。
- (6) 急性期医療の入り口を担う役割から「他病棟からの転棟割合を制限(5%)」しているが、ケアミックス型の医療機関では、院内他病棟との適切な連携・役割分担のもとで体制を整えている場合も多く、他病棟患者の増悪時の受け皿としての機能等を考慮し、柔軟な運用を可能とすべきである。

## 参考 地域包括医療病棟の施設基準（抜粋）

	急性期一般入院料4	地域包括医療病棟	地域包括ケア病棟入院料1・3
看護職員配置	10対1	10対1	13対1
理学療法士等の配置	—	常勤2名以上	常勤1名以上
管理栄養士	—	専任常勤1名以上	—
重症度、医療・看護必要度	A2点以上かつB3点以上、 A3点以上、C1点以上のいずれか	A2点以上かつB3点以上、 A3点以上、C1点以上のいずれか	A1点以上またはC1点以上
看護必要度	I 16%以上、II 15%以上	I 16%以上、II 15%以上	I 10%以上、II 8%以上
同一病院一般病棟からの転棟	—	5%未満	—
平均在院日数	21日以内	21日以内	—
在宅復帰率	—	80%以上 ※地ケア病棟及び療養病棟への転棟は対象外	入院料1:72.5%以上 入院料3:70%以上

提案の担当

医療局地域医療課担当課長

岩崎 雄介

TEL 045-671-4813

# 13 国家資格等のオンライン・デジタル化の推進【新規】

【要望先：厚生労働省】

## 提案・要望

- 1 医師免許等の国家資格のオンライン・デジタル化を早期に全面開始するとともに、地方自治体に対し、スケジュール及び事務の詳細等を速やかに情報提供すること。
- 2 医師免許等の資格者証について、デジタル資格者証の活用を推進し、紙の免許証は希望者に限り交付する制度に変更すること。

- (1) 医師等の免許申請手続について、国家資格等情報連携・活用システムの利用により、令和6年11月からオンライン申請の開始が予定されていたが、令和8年秋以降に延期され、かつ、当初は医師など5種類の資格に係る新規申請の手続に限定し、その後段階的に拡大していく予定とされている。
- (2) 横浜市では、医師等の免許に係る各種申請を6年度実績で4,776件受け付けており、オンライン化にあたり、受付・進達事務の変更や市民等への周知等の準備を計画的に行う必要があるが、現時点では明確なスケジュールや事務の詳細が示されていない。
- (3) 国家資格等のオンライン・デジタル化では、マイナポータルでマイナンバーカードと国家資格の情報を連携することにより、国家資格に関する各種申請のオンライン申請やデジタル資格者証の取得が可能となるが、紙の免許証の発行を継続する方針となっている。
- (4) 国家資格等情報連携・活用システムを利用した免許申請手続では、申請者はオンラインで申請ができるが、紙の免許証の受取のため行政窓口に行く必要がある。また、行政窓口では、引き続き免許証の保管、交付に対応するため、人員と場所の確保が必要となる。
- (5) 一律に紙の資格者証を発行しているが、資格者がデジタル資格者証と紙の資格者証を選択できるようにし、紙の資格者証を希望者に限り交付する制度とすることで、業務効率化とコストの適正化を図ることができる。

### 参考 横浜市における医師等の国家免許申請の受付件数

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
免許申請	2,711	2,697	2,637
書換申請	1,833	1,838	1,924
再交付申請	142	151	179
その他	32	38	36
計	4,718	4,724	4,776

※対象資格(12種類)：医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、死体解剖資格認定、衛生検査技師(免許申請なし)

提案の担当

医療局医療安全課長

川畠 淳

TEL 045-671-3611

## 14 物価高騰対策に関する財政支援【重点】

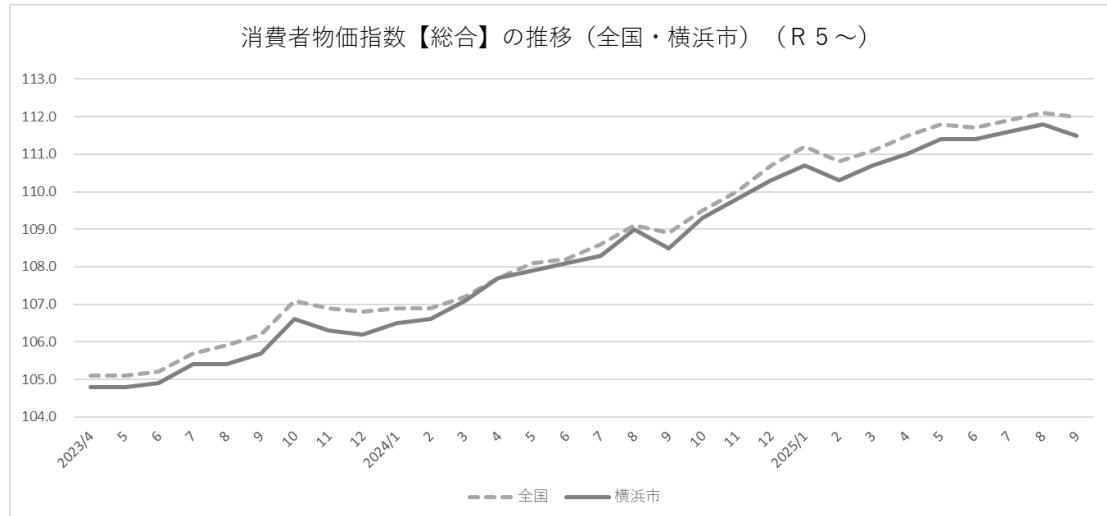
【要望先：内閣府、総務省】

### 提案・要望

- 1 物価高騰に伴う厳しい市民生活や事業経営への支援として、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を機動的に活用できるよう早期交付及び繰越措置の継続等、必要な財政支援を実施すること。
- 2 交付金の配分に当たっては、人口・事業者数など大都市の実情を十分に踏まえた公平な配分方法とすること。

- (1) 全国の消費者物価指数（総合）は、令和7年9月に前年同月比2.9%上昇するなど、市民生活への圧迫が続いている。今夏の記録的な猛暑により生鮮食料品の価格が押し上げられるとともに、歴史的な円安水準の継続により輸入原材料やエネルギーコストが上昇し、幅広い製品やサービスへの価格転嫁が進むなど、物価高騰の一層の長期化が懸念されている。
- (2) 令和7年の春闘では多くの企業で高い水準の賃上げが実現したものの、それを上回るペースで物価が高騰し、実質賃金はマイナス圏で推移している。市民の生活実感は依然として厳しく、可処分所得の実質的な目減りは、低所得者に限らず、全ての市民への直接的な打撃となっており、市民の負担を軽減するための支援策を継続することが不可欠である。
- (3) 横浜市は、重点支援地方交付金を活用し、生活者支援として、家庭のエネルギー費用負担の軽減に向け、省エネ家電の購入を補助する「エコハマ」事業等を実施してきた。また、事業者支援として、燃料価格の高騰等に直面する市内中小貨物運送事業者への支援金の交付や、光熱費・食材費の高騰に直面する社会福祉施設、医療機関等への運営支援等を実施してきた。
- (4) 一方、地方自治体においては、物価高騰・労務単価上昇に伴い、公共事業や行政サービス委託に係るコストが増大し、市民ニーズに対応する新たな施策を実施するための財源確保が困難になっている。国による現下の対応として、新たな総合経済対策の打ち出しに向けた当該交付金の追加に係る検討もなされているが、市民生活と地域経済を効果的に下支えする対策を継続的に実施するためには、地方自治体の努力だけでは限界があり、国からの安定的かつ十分な財源措置が不可欠である。
- (5) 経済の先行きが不透明な中、単年度で予算を執行する硬直的な運用では、状況の変化に即した最適な支援が困難なため、複数年度にわたる計画的な事業展開や不測の事態への迅速な対応に向け、重点支援地方交付金の繰越措置の継続を行いつつ、更なる柔軟な活用が必要である。
- (6) 横浜市には多くの市民や事業者がおり、人口や事業所の集中によるインフラ維持管理コストの増大や、多様化する市民ニーズへの対応など、その行政需要は極めて大きい。交付金の配分に当たっては、財政力指数が高いという形式的な指標のみでは、支援を必要とする人口規模や経済活動の実態に合わず、十分な対策が講じられない。人口・事業者数といった大都市の実情を十分に踏まえた、公平な配分方法とするよう特段の配慮を要望する。

## 参考1 全国・横浜市の物価高騰の状況



※出典：2020年基準消費者物価指数（総務省統計局）をもとに作成

## 参考2 実質賃金の推移



※出典：毎月勤労統計調査 賃金指数（厚生労働省）をもとに作成

## 参考3 重点支援地方交付金（推奨事業メニュー分）の住民1人当たり交付限度額

【令和5年度分】 横浜市：1,105円 全国政令指定都市平均：1,450円  
【令和6年度分】 横浜市：1,359円 全国政令指定都市平均：1,627円

提案の担当

政策経営局経営戦略課長  
財政局財政課長

遠藤 春香  
田島 徹哉

TEL 045-671-3912  
TEL 045-671-2230

# 15 福祉人材の確保・定着に向けた介護職員等の処遇改善 【重点】

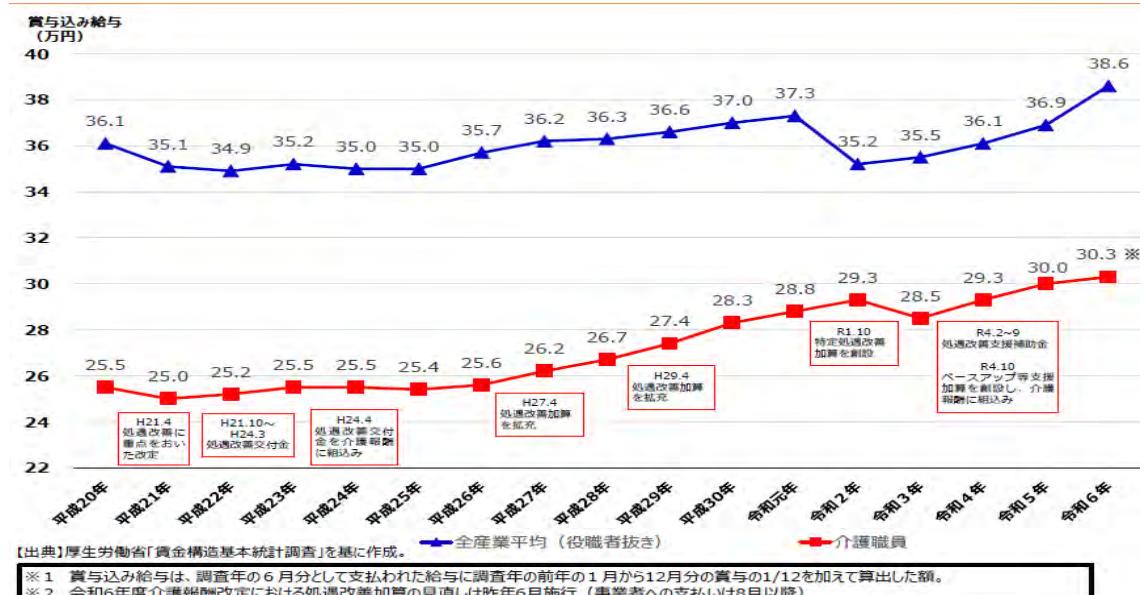
【要望先：厚生労働省】

## 提案・要望

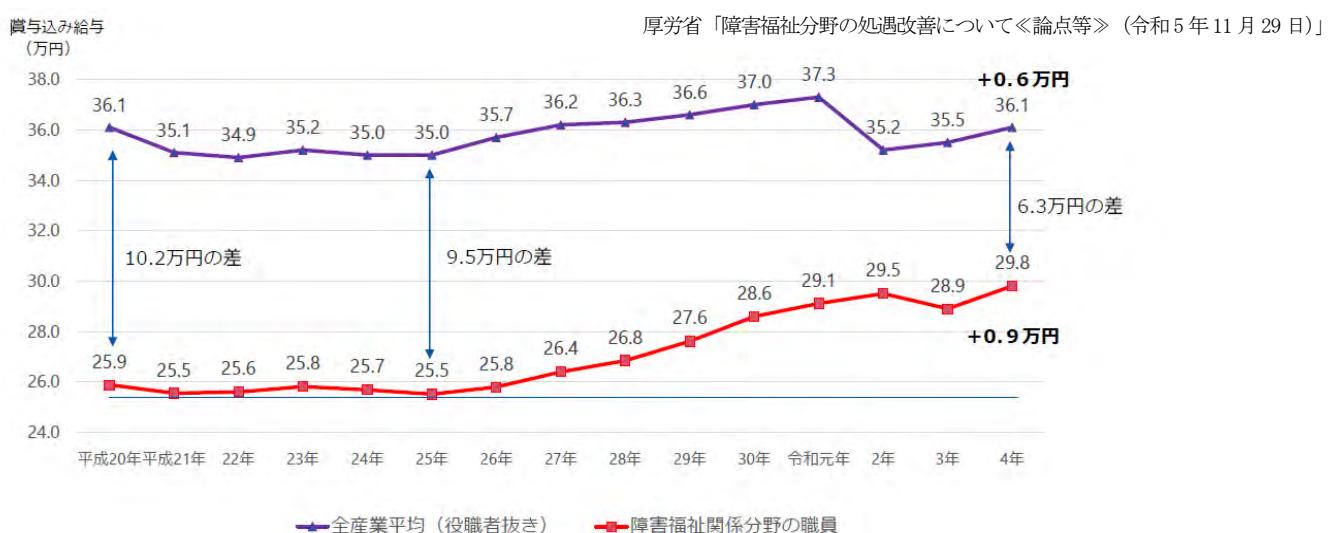
- 1 介護職員・ケアマネジャー・障害福祉職員等の処遇改善について、物価高騰・賃上げに対して迅速かつ適切に対応し、利用者負担とならないよう、介護報酬等の枠組みとは別に全額国庫負担による支援を行うこと。
- 2 ケアマネジャーを介護職員等処遇改善加算の対象とし、業務に見合った賃金に改善すること。
- 3 介護職員・障害福祉職員等の居住費補助事業を創設するなど、居住費の負担軽減に向けた支援策を講じること。

- (1) 介護職員・ケアマネジャー・障害福祉職員等の処遇は、令和6年度の報酬改定で加算率が引き上げられたが、全産業平均の賃金水準と比較し、依然として格差がある。3年に1度の報酬改定による処遇改善では、物価及び賃金の上昇に迅速かつ適切に対応できず、他産業との賃金格差が更に広がり、これまで以上に人材の確保が困難となる恐れがある。
- (2) ケアマネジャーは処遇改善加算の対象外のため、業務に見合った賃金に改善されていない。横浜市の居宅介護支援事業所のケアマネジャーは令和元年度の3,283人がピークで令和7年度は3,142人に減少している。労働条件や労働環境の悩みは「仕事内容のわりに賃金が低い」が65.5%で最多となっている（令和4年度横浜市高齢者実態調査）。
- (3) 障害福祉分野では、国による障害福祉サービス費等の報酬に加え、横浜市独自に補助金を上乗せしているが、それでもなお、低賃金を理由に雇用が定着せず、サービスの低下が懸念されている。
- (4) 国は、保育士不足の解消策として、平成27年度から、保育士の宿舎借上げを支援している（上限額：月82,000円）が、介護職員・障害福祉職員等には実施されていない。
- (5) 横浜市では全額市費により介護職員の居住費を補助しているが、財源確保が課題となっているとともに、障害福祉職員等への居住費補助は実施できていない。今後も長期的に介護職員・障害福祉職員等の必要数の増加が見込まれる中、人材確保に向けた市費単独での支援の継続は困難であり、国による補助制度の創設等が必要である。

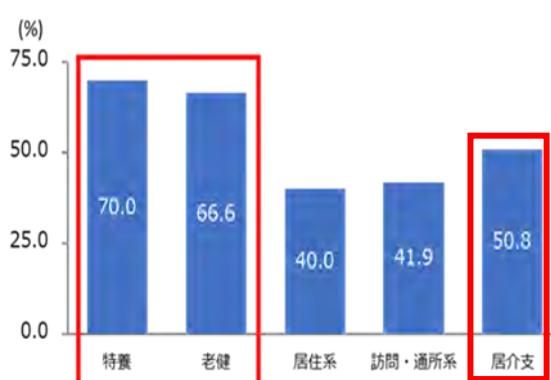
## 参考1 賃金構造基本統計調査による介護職員の賃金の推移【全国】



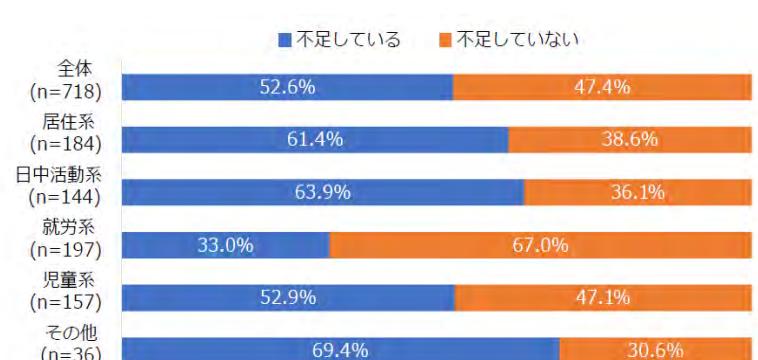
## 参考2 賃金構造基本統計調査による障害福祉関係分野の賃金の推移【全国】



## 参考3 横浜市内の施設（事業所） 職員の不足状況（令和4年度）



## 参考4 障害福祉職員等の不足状況（全国）



独立行政法人福祉医療機構「2023年度障害副菜サービス等の人材確保に関する調査結果」

### 提案の担当

健康福祉局高齢健康福祉課長  
 健康福祉局介護事業指導課長  
 健康福祉局障害施策推進課長  
 健康福祉局障害施設サービス課長

鴨野 寿美夫 TEL 045-671-2355  
 平尾 光伸 TEL 045-671-4251  
 中村 剛志 TEL 045-671-3569  
 大津 豪 TEL 045-671-2377

# 16 医療機関の経営安定化に向けた対応【重点】

【要望先：厚生労働省】

## 提案・要望

- 1 「経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分」の加算を確実に実施すること。
- 2 診療報酬改定に当たっては、「ベースアップ評価料」の除外対象職種をなくすとともに、入院基本料を中心とした改定を行うこと。また、賃金・物価等の上昇に適切に対応する新たな仕組みを導入すること。さらに、医療機関における控除対象外消費税に係る負担が生じないよう抜本的に改善すること。
- 3 適切な制度改正が実施されるまでの間は、地域医療を守るため、国から直接の補助や交付金の創設等により緊急的な支援を行うこと。

- (1) 医療機関は、国が定める公的価格である診療報酬を収入の基本とし、物価高騰の影響を価格に転嫁することが困難である。令和6年度診療報酬の改定率△0.12%に対し、消費者物価は令和6年度平均で前々年度から6.3%上昇し、令和7年度も上昇が続く中、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」との社会保障予算の財政フレームの中では物価高騰に十分対応できない。
- (2) 特に、大規模な病院ほど材料費や委託費、光熱費等の物価高騰の影響を大きく受けており、医業収益の大半を占める入院診療収益の中核となる入院基本料等、医療機関の収益構造の基盤となる診療報酬の改定が必要な状況にある。
- (3) 令和7年における産業全体の平均賃上げ率4.4%増に対し、医療・福祉分野は2.3%増に留まり、厳しい経営状況の中、全産業の引上げ状況に及んでいない。そうした中、令和6年度診療報酬改定で新設されたベースアップ評価料は、充当対象職種に医師や事務職が含まれておらず、賃金水準の地域差が加味されていないため、病院経営を更に難しくさせている。
- (4) 社会保険診療が非課税のため、仕入れに係る消費税相当額は診療報酬に上乗せして補てんされる仕組みであるが、補てん額が不十分であり、医療機関の負担となっている。
- (5) 令和7年3月に一般社団法人日本病院会等の6病院団体が調査した「2024年度診療報酬改定後の病院の経営状況」によれば、改定後の病床利用率は上昇傾向にあるものの、医業利益率、経常利益率は悪化の傾向が認められており、横浜市が直営する2病院においても、令和6年度は增收減益となり、合計で18億円以上の経常赤字となっている。現下の病院経営状況を踏まえると、診療報酬改定が実施されるまでの間は、国による緊急的な財政支援が不可欠である。

## 参考1 診療報酬改定率及び消費者物価指数増加率の推移



## 参考2 産業全体と医療・福祉の賃上げ状況の比較



(出典) 厚生労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」より作成

## 参考3 令和6年度診療報酬改定前後の横浜市立病院経営状況

### ○ 市民病院経営状況

	令和6年度	令和5年度	増△減	増減率
経常収益 (a)	317.3	315.0	2.4	0.8%
うち 入院収益	186.9	184.8	2.1	1.1%
うち 外来収益	95.1	94.7	0.4	0.5%
うち コロナ関連補助金収益	-	1.1	△ 1.1	△ 100.0%
経常費用 (b)	332.4	321.3	11.1	3.5%
うち 給与費	149.6	141.3	8.2	5.8%
うち 材料費	96.4	96.3	0.1	0.1%
うち 光熱水費	7.9	7.6	0.3	4.5%
うち 委託料	24.6	24.0	0.6	2.4%
減価償却費	24.8	24.6	0.2	1.0%
経常収支 (a-b)	△ 15.1	△ 6.3	△ 8.8	

### ○ 脳卒中・神経脊椎センター経営状況

	令和6年度	令和5年度	増△減	増減率
経常収益 (a)	88.9	88.2	0.8	0.9%
うち 入院収益	57.1	55.5	1.6	2.9%
うち 外来収益	5.8	5.4	0.3	5.9%
うち コロナ関連補助金収益	-	1.2	△ 1.2	△ 100.0%
経常費用 (b)	92.3	87.7	4.6	5.3%
うち 給与費	48.7	46.6	2.0	4.4%
うち 材料費	14.2	12.9	1.3	10.1%
うち 光熱水費	2.8	2.5	0.4	14.5%
うち 委託料	10.9	10.5	0.5	4.4%
減価償却費	5.5	5.6	△ 0.1	△ 1.5%
経常収支 (a-b)	△ 3.3	0.5	△ 3.8	

### 提案の担当

医療局医療政策課長  
医療局地域医療課長  
医療局病院経営本部病院経営課長

新堀 大吾  
田口 真希  
星野 公孝

TEL 045-671-2438  
TEL 045-671-4819  
TEL 045-671-4816

## 17 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援【重点】

【要望先：国土交通省、農林水産省、外務省、環境省、経済産業省】

### 提案・要望

- 1 全国的な機運醸成、途上国を含む幅広い参加招請活動の展開及び万全な警備体制の構築など博覧会の準備及び運営に関する取組並びに必要な財政支援を国の責任により実施すること。
- 2 会場基盤となる土地区画整理事業、都市公園事業及び会場に隣接する農業振興地区における農業関連事業について、確実に工事を推進するために必要な財政支援を実施すること。
- 3 環境配慮型バスの導入に係る車両及び充電設備等の購入や運転士の確保を含む安全で円滑な輸送アクセス体系の構築への、制度面を含む総合的な支援を実施すること。
- 4 会場周辺の道路整備事業への財政支援や保土ヶ谷バイパス等における交通対策、瀬谷駅前空間等の公共空間整備への支援を実施すること。

- (1) 国家的プロジェクトである GREEN×EXPO 2027 の成功に向け、大阪・関西万博の盛り上がりを横浜につなげるとともに、開催まで 500 日を切る中で、取組の更なる加速が求められている。開催意義を国際的に発信するためには幅広い国々の参加が重要であり、途上国出展を力強く後押しする財政支援スキームの創設が必要である。また、横浜市は、会場アクセスにおける公共空間整備など安全な開催に向けた事前の取組を進めている。国においても、主催者が万全な警備体制を構築するために、責任を持って財政支援を行うことが必要である。
- (2) GREEN×EXPO 2027 の会場の基盤となる土地区画整理事業、都市公園事業のインフラ整備は最盛期が続くが、開催準備に影響が生じないように完了する必要がある。また、GREEN×EXPO 2027 での環境負荷を減らす最先端技術や取組は、新たな都市農業のモデルに資するものであり、これを継承・発展させた農業的土地利用の展開を速やかに図るため、農業基盤整備（畠地かんがい）についても財政支援が必要である。
- (3) 環境配慮型バス導入促進に向け、GREEN×EXPO 2027 の来場者輸送において EV バス等を導入していくことから、車両や充電設備等の確保に向けた調整及び事業者による調達に対する財政支援が必要である。また、最大で 10.5 万人/日の来場者が見込まれる中で、来場者の利便性と地域の生活環境に配慮したバランスのとれた輸送アクセス体系の構築が必要である。
- (4) 会場への主要道路となる市道五貫目第 33 号線（上川井・上瀬谷地区）・瀬谷地内線（ニッ橋中部地区）・市道環状 4 号線（北町地区）等の道路整備事業及び、保土ヶ谷バイパス等の交通円滑化及び事故対策が必要である。併せて、瀬谷駅前空間及び環状 4 号線等の歩行者空間について、暑熱対策を含む安全・快適な公共空間の整備が必要である。

## 参考1 GREEN×EXPO 2027 に係る横浜市の取組状況

認知度向上及び機運醸成のため、国際会議における情報発信や大規模イベントへの出展、九都県市首脳会議などの首長会議における全国的な広報PRを実施しています。

令和7年8月、第9回アフリカ開発会議（TICAD9）では、総理大臣・横浜市長共催歓迎セレブションや、サイドイベントの出展ブースにおいてPRを実施しました。大阪・関西万博の閉幕日には、大阪・横浜両市長によるバトンタッチセレモニーを開催し、多くの来場者やメディアを通じたPRを実施しました。

また、500日前（11月4日）を契機に、市営地下鉄フルラッピングトレインの出発式、市内事業者を始めとした企業、関係団体の皆様に向けた最新情報発表会の開催、ユース世代をターゲットとしたシンポジウムの開催など、機運醸成の取組を加速させています。

横浜が誇る市民力や企業の技術力を生かして、地球に優しい暮らしや身近な環境との関わりを体感して発信ができるよう、出展の準備を進めています。



バトンタッチセレモニーの様子



市営地下鉄フルラッピングトレインの出発式の様子

## 参考2 GREEN×EXPO 2027 に向けたインフラ整備及び理念と取組を継承した郊外部の新たな活性化拠点の形成

会場となる旧上瀬谷通信施設地区は、平成27年6月に米軍から返還されるまでの間、土地利用が制限されてきました。基地跡地の平和利用の象徴として国際的な祭典であるGREEN×EXPO 2027を開催し、その後の横浜市西部の活性化につながるまちづくりを進めます。

会場跡地は、「防災・公園地区」として、横浜市初の広域防災拠点を整備し、災害時の迅速な救助・支援活動を行える体制を整えるとともに、防災と環境をテーマとする公園を整備します。

地区内では他に3つの地区を配置し、「観光・賑わい地区」では次世代型テーマパークを核とした複合的な集客施設の立地を目指します。「農業振興地区」では新たな都市農業モデルとなる拠点を形成します。「物流地区」では災害時における救援物資の受け入れ等に寄与し、新たな技術を活用した基幹物流施設を整備します。

これら土地利用の異なる4つの地区が連携し、GREEN×EXPO 2027の理念と取組を継承した郊外部の新たな活性化拠点の形成を目指します。



旧上瀬谷通信施設地区及び周辺図

### 提案の担当

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷整備推進課長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園企画課長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局上瀬谷公園整備課長

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課担当課長

みどり環境局農政推進課上瀬谷担当課長

長谷部 千晶

TEL 045-671-4778

蒲田 仁

TEL 045-900-0594

大窪 和人

TEL 045-671-4226

岩間 貴之

TEL 045-900-0595

山崎 祐輔

TEL 045-671-4832

赤井 洋之

TEL 045-671-2893

# 18 市内米軍施設の返還と市民生活の安全・安心の確保【重点】

【要望先：外務省、防衛省】

## 提案・要望

- 1 市内米軍施設の早期全面返還を行うこと。特に、返還に向けた原状回復作業が進んでいる根岸住宅地区の早期返還とともに、返還・引渡しに際し、国有地と民有地の境界問題及び土地利用開始までの維持管理等の課題を解決すること。
- 2 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックをはじめとする市内米軍施設とその周辺における市民生活の安全・安心の確保及び適時適切な情報提供を実施すること。

- (1) 戦後 80 年にわたる土地提供により、まちづくりや都市基盤整備が進まず、提供区域及びその周辺地域の発展に大きな影響が生じている。
- (2) 平成 16 年の返還合意 6 施設・区域のうち、旧小柴貯油施設は平成 17 年、旧富岡倉庫地区は平成 21 年、旧深谷通信所は平成 26 年、旧上瀬谷通信施設は平成 27 年に返還が実現したが、根岸住宅地区と池子住宅地区及び海軍補助施設（横浜市域）の飛び地の 2 施設・区域が未返還である。
- (3) 根岸住宅地区は、返還後の円滑な土地利用に向けた検討を進めているが、国有地と民有地の境界問題及び土地利用開始までの維持管理や補償等、様々な課題が生じている。これらの課題に対し、原因者である国は地権者と丁寧に協議し、理解を得る必要がある。また、地区に囲まれた土地に居住する世帯及び周辺住民の生活環境維持・改善に向けた継続的な対応が求められている。
- (4) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックなど 4 施設・区域の返還方針は未合意であり、市民、市会、行政が一体となり、国に対し早期全面返還を継続的に要請している。
- (5) 令和 6 年 2 月、瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックでは、新編された第 5 輸送中隊の運用が開始され、基地機能強化が図られている。我が国の安全保障上、必要性は理解するものの、基地の恒久化につながるおそれがあることを懸念している。
- (6) 瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドックにおける最近の動きに不安を抱く市民も多く、国による米軍の活動に関する適時適切な情報提供と安全への配慮の徹底が必要である。また、市内各米軍施設において、市民に不安を与えるような訓練・演習、物資の備蓄等の基地使用に懸念がある。

## 参考1 横浜市内の米軍施設・区域

(◆提供中 ○返還済)

■ H16に返還方針が合意された施設・区域

■返還方針が合意されていない施設・区域

◆鶴見貯油施設 18ha 国有(0%)



◆瑞穂ふ頭／横浜ノース・ドック  
52ha 国有 43ha(81%)  
※水域 11ha

○旧上瀬谷通信施設 242ha 国有 110ha(45.2%) (H27年6月返還)



◆根岸住宅地区  
43ha 国有 27ha(64%)  
全部返還方針を合意済

○旧深谷通信所 77ha 国有 77ha(100%) (H26年6月返還)

○旧富岡倉庫地区 3ha 国有 3ha(100%) (H21年5月返還)

◆小柴水域 42ha

○旧小柴貯油施設 53ha 国有 51ha(97%) (H17年12月返還)

◆池子住宅地区及び海軍補助施設(横浜市域) 37ha 国有 36ha(99%)

飛び地(1ha)の返還方針を合意済

## 参考2 根岸住宅地区における土地利用の方向性

駅や各方面からのアクセスを想定し、骨格となる道路と緑のネットワークを配置します。

土地利用は、地区の中央にセンターゾーンを配置することとし、その周りに住宅地等ゾーンを配置します。また、根岸森林公园に隣接する部分については、既存の根岸森林公园と一体的に利用できるように森林公园ゾーンを配置します。

### 道路と緑のネットワーク

- 周辺の骨格道路と接続する道路ネットワークを形成する。
- 周辺の密集市街地の防災力向上につながるアクセスを確保する。
- 緑や景観を楽しみながら回遊できる、緑の回廊ネットワークを形成する。

### センターゾーン

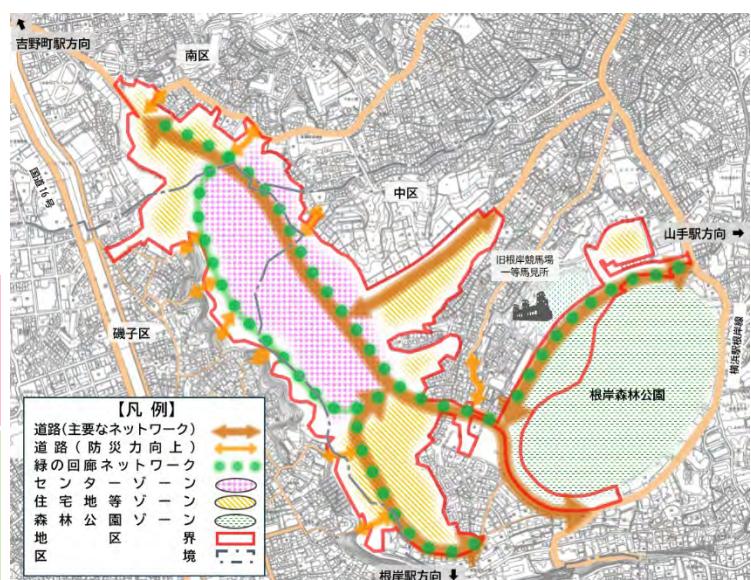
- 横浜市立大学の医学部を核に、これと連携した研究施設などを誘致し、医療や健康をテーマとしたまちづくりを目指す。
- 商業、子育て施設などの生活利便施設や、公園などの公共公益施設を配置し、地区内や周辺の利便性を高めるとともに、様々な人の交流や賑わいづくりを進める。

### 住宅地等ゾーン

- 高台からの眺望を生かし、良好な住環境の形成を目指す。
- 景観に配慮した特徴的な街並みを有し、ゆとりある質の高い住宅を誘導する。

### 森林公园ゾーン

- 根岸森林公园を拡張する。
- 隣接の一等馬見所の保全・活用などと連携し、観光スポットとしても魅力ある憩いの場づくりを進める。



### 提案の担当

都市整備局基地対策課長

足立原 淳

TEL 045-671-2057

# 19 「特別市」の法制化の実現【重点】

【要望先：総務省、内閣府】

## 提案・要望

政令指定都市が多様化していることも踏まえ、地域の実情に応じた大都市制度を選択できるよう、特別区設置以外の新たな選択肢となる「特別市」の早期法制化の実現に向けて、次期地方制度調査会に大都市制度の在り方の調査審議について諮問すること。

- (1) 我が国の地方自治制度は、明治21年に47道府県の形となって以来、道府県と市町村という画一的な二層構造が約140年に渡って続いている。また、現行の政令指定都市制度が特別市制度の廃止に伴う暫定的な制度として創設されてから約70年が経過し、道府県との二重行政や不十分な税制上の措置など、多くの課題を抱えている。
- (2) 第30次地方制度調査会答申では、「特別市（仮称）」は、「大規模な都市が日本全体の経済発展を支えるため、一元的な行政権限を獲得し、政策選択の自由度が高まるという点にも意義がある」とされた。我が国が持続可能な発展を遂げるため、東京都への一極集中を是正し、大都市が持つ力を最大限発揮することができる多極分散型社会を実現できるよう、特別区設置以外の新たな大都市制度「特別市」の早期実現を日本の国家戦略として推進することが必要である。
- (3) また、同答申では、「当面の対応」として、「都道府県から指定都市への事務と税財源の移譲を可能な限り進め、実質的に特別市（仮称）に近づけることを目指すこととし、特別市（仮称）を創設する場合の様々な課題については、引き続き検討を進めていく必要がある。」とされた。令和7年6月に総務省の「大都市における行政課題への対応に関するワーキンググループ」が報告書を公表し、特別市について引き続き議論が必要とし、検討課題の論点が示された。議論を更に深め、法制化を実現するため、次期地方制度調査会での調査審議が必要である。
- (4) 横浜市では、特別市制度の骨子、特別市に対して示されている懸念・課題への基本的見解を明示した「横浜特別市大綱」を公表している。令和4年2月には、市民の代表である横浜市会が「『特別自治市』の早期実現に関する決議」を可決し、「特別市の法制化に関する要望書」を継続して内閣総理大臣等に提出している。また、令和5年4月と令和6年2月には、地域の代表で構成される横浜市町内会連合会から市長あてに「特別市の実現に向けた取組の推進について」の意見書が提出された。
- (5) 令和7年6月には、超党派の国会議員で構成される「指定都市を応援する国会議員の会」が「次期地方制度調査会に大都市制度のあり方の調査審議について諮問し、議論を進めること」を国会及び政府等に対して強力に要請することを決議し、9月に内閣総理大臣と総務大臣に決議文が手交された。
- (6) 指定都市市長会では、特別市の法制化の実現に向けて、令和7年7月に特別市制度の創設を含む多様な大都市制度の必要性を取りまとめた提言を採択し、特別市の根拠法となる地方自治法の具体的な改正案を国に提案していくための議論を行っている。

## 参考1 政令指定都市制度における支障事例と特別市の必要性

### 1 指定都市制度における具体的な支障事例

#### これまでの議論や整理

- 指定都市制度は、不明確な役割分担等による道府県と指定都市間の二重行政が存在するとともに、指定都市市民は、行政サービスの多くを指定都市から受けているにも関わらず、その経費を道府県税として負担しており、受益と負担の関係にねじれが発生
- 指定都市は、大都市として、多種多様な行政課題に対応しているにも関わらず、その能力・役割に見合った権限と財源を十分に持つおらず、効率的かつ機動的な大都市経営ができていないという課題が発生
- 指定都市制度の課題は、道府県と指定都市の二層制の構造上の問題であり、個々の権限移譲の推進（実質的特別市）では、解決できない課題である。

#### 具体的な支障事例

PLUS 1

- 道府県の関与により、道府県との調整や確認に時間を要するなど、迅速かつ的確な政策展開の支障となっている。

・新型コロナウイルス感染症など大規模な危機事象への対応	・都市計画事業の認可など土地の使用・管理
・私立幼稚園の設置認可・指導など道府県と市の類似業務	・医療計画など道府県計画による制限など…
- 指定都市の市民からは、交通安全対策の標識に関して「規制」と「安全対策」の項目で権限が異なり、相談窓口が分かれているため、住民ニーズへの迅速な対応が困難でないとの声が多数挙がっている。
- 企業誘致等による税収効果のうち、法人事業税など税源涵養効果の一部は道府県税となっており、魅力的なまちづくりによる税収増が地域や新たな再開発等へ還元・循環できず、効果的な都市や圏域の成長に繋がらない。

### 2 新たな大都市制度としての「特別市」の必要性

#### これまでの議論や整理

- 指定都市の市民は、受益と負担の関係にねじれが発生しているなどの課題
- 特別市は、二重行政を完全に解消し、効率的かつ機動的な大都市経営を可能とし、市民サービスを向上
- 特別市の実現により、圏域・地域全体の発展・活性化、我が国の更なる成長等に繋げることが可能
- 指定都市制度と特別区設置制度が法制化されている中、地域の実情に応じて大都市制度を選択できるようにするため、新たな大都市制度として、「特別市制度」の法制化が必要

#### 考え方

PLUS 1

- 人口減少社会等において持続可能な行政サービスの提供等が求められる中、特別市の実現によって、特別市と道府県がしっかりと役割分担を行い、それぞれの役割に注力することで、日本全体における持続可能な行政サービスの提供に繋がる。
- 広域事務については、都道府県との役割分担のもと、都道府県と特別市の連携、特別市と他の基礎自治体同士の連携を促進することが可能となる。さらには、道府県域をまたぐ広域連携が促進される。
- 高次の都市機能が集積していく、道府県からの自立性が高い大都市は、特別市への移行によって、より自立した大都市経営を行うことが、市民サービス向上はもとより、我が国の発展・成長にとってもプラスの効果をもたらす。
- 指定都市移行の経過や地域特性などもあり、すべての指定都市が特別市に移行することを前提としたものではない。

出典：指定都市市長会「第11回多様な大都市制度実現プロジェクト」（令和7年7月）会議資料より一部抜粋

## 参考2 横浜市町内会連合会による「特別市の実現に向けた取組の推進について」の意見書

#### 意見書の要旨

特別市の選択が可能になるよう、法制化の実現に向け、市民の暮らしがどのように良くなるのかなど、幅広い年齢層の市民の皆さまや、地域の商店街や事業者の皆さまなど、より広く特別市の内容と意義が伝わるよう、各区での説明会の実施や、より参加しやすいシンポジウムの開催、動画等も活用した広報・周知を強力に進め、継続的に機運を醸成し、法制化の実現に向けた取組を進めていただきたい。



意見書手交式（令和6年5月）

#### 提案の担当

政策経営局制度企画課長 松石 徹 TEL 045-671-4323

## 20 横浜港の競争力強化と水際線の魅力向上への取組

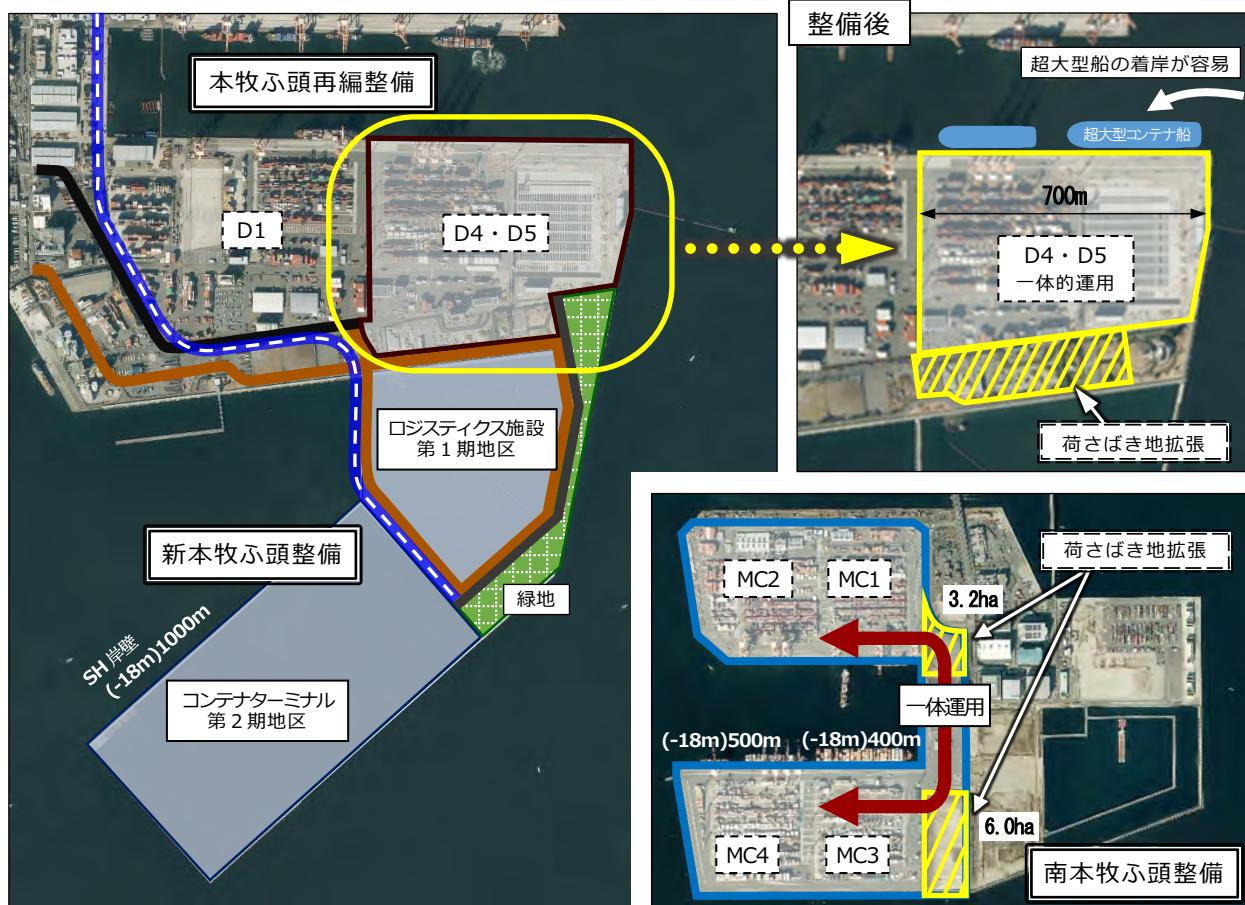
【要望先：国土交通省】

### 提案・要望

- 1 国際コンテナ戦略港湾として、本牧ふ頭 D5 コンテナターミナル再整備、新本牧ふ頭等の整備を確実に推進すること。
- 2 世界に誇れる水際線における、居心地が良く歩きたくなる歩行者空間や緑地空間の創出に向け、地方自治体の主体性に基づくデザイン性や機能性を高めた施設の整備に対し支援すること。
- 3 国際クルーズ旅客受入機能高度化事業等の所要額の確保及び発着港の港湾管理者に対する国庫補助率の引上げ、既存旅客受入設備（ターミナル等）における機能維持のための修繕に向けた支援制度を創設すること。

- (1) 横浜港が国際コンテナ戦略港湾として更なる競争力を高めるため、既存ターミナルの再編及び機能強化を図り、船舶の大型化や貨物量の増加などの変化に的確に対応していく必要がある。コンテナ取扱機能をより一層強化するため、本牧ふ頭 D4・D5 コンテナターミナルの一体的な運用に向けてD5 コンテナターミナルの再整備を国直轄事業により行っており、早期の本格供用を目指している。また、新本牧ふ頭の早期整備や南本牧ふ頭の荷さばき地の拡張・整備が必要である。  
横浜市が所有するコンテナターミナル用地を国有化することで、国は当該用地を港湾運営会社に対して横浜市より低廉な賃料で貸付けが可能となり、運営会社のコスト負担が軽減され、横浜港の競争力向上につながる。
- (2) 臨港パークから山下公園までの約 5 km の水際線には、ハンマーヘッドパーク、赤レンガパーク、象の鼻パークなど多くの観光客で賑わう施設があるが、臨港パークは供用開始から 36 年が経過、その他の施設も 20 年以上経過し、施設の老朽化やニーズとのかい離が進んでいる。今後は、居心地が良く歩きたくなる歩行者空間の創出や、緑地空間等を活用した賑わいづくりなどを一体的に行い、都心臨海部の魅力を高める独創的で魅力的な空間の創出が期待される。令和 7 年 9 月に「(仮称) 水際線まちづくりコンセプトプラン（基本的方向）」を公表し、市民意見募集を経て、令和 8 年にコンセプトプランを策定する予定である。
- (3) 日本を代表するクルーズターミナルである横浜港では、寄港するクルーズ船の 9 割以上が発着クルーズである。特に大さん橋国際客船ターミナルは利用者に広く親しまれているが、空調設備をはじめとする施設・設備の老朽化が進んでいる。現行のサービス水準を維持しながら、クルーズ旅客を円滑かつ快適に受け入れるためには、施設・設備の抜本的な改修が不可欠である。

## 参考1 本牧ふ頭・新本牧ふ頭・南本牧ふ頭における事業



## 参考2 世界に誇れる横浜港の水際線



画像 ©2025 Google, Data SIO, NOAA, U.S. Navy, NGA, GEBCO, Airbus, Landsat / Copernicus, Data Japan Hydrographic Association, 地図データ ©2025

### 提案の担当

港湾局物流企画課長	上田 新平	TEL 045-671-2714
港湾局政策調整課長	荻原 浩二	TEL 045-671-2877
港湾局新本牧事業推進課長	浅野 善広	TEL 045-671-7373
港湾局整備推進課長	加藤 裕隆	TEL 045-671-2885
港湾局客船事業推進課長	小野 史絵	TEL 045-671-7237

# 21 連続立体交差事業の推進

【要望先：国土交通省】

## 提案・要望

相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業に必要な事業費を確保すること。

- （1）鶴ヶ峰駅付近は、踏切が多く、慢性的な交通渋滞の発生や消防・救急・防災などの緊急活動に影響が出るなど、市民生活に支障をきたしている。また、鉄道により街が分断されており、歩行者の回遊性や街並みの連続性が確保されていないなどの課題が生じている。
- （2）渋滞対策や地域の一体化に向けて、鶴ヶ峰駅に隣接する西谷駅から二俣川駅間の約2.8kmの区間の鉄道を地下化し、10箇所の踏切の除却を進めている。令和8年度のシールドトンネル工事着手に向けて、シールドマシンやセグメントの製作を進めており、令和15年度までの事業期間の中で、現在、事業の最盛期を迎えている。
- （3）掘進中にシールドマシンを停止させた場合、安全上のリスクが高まるため、中断することなく工事を進める必要がある。また、鶴ヶ峰駅付近では、本事業を契機とした市街地再開発事業が進められており、本事業の遅れはその後のまちづくりにも大きな影響を及ぼす。そのため、長期にわたりて毎年度多額の事業費を要するとともに、事業期間内に確実に整備を終える必要がある。

## 参考1 事業概要（平面図及び縦断図）



## 参考2 鶴ヶ峰2号踏切

■踏切による交通渋滞



## 参考3 鶴ヶ峰連続立体交差事業の施工状況

■シールドマシンの仮組検査



■シールドマシン発進立坑の掘削



提案の担当

道路局事業推進課長

道路局建設課鉄道交差調整担当課長

古性 敏幸

TEL 045-671-2937

土村 浩二

TEL 045-671-2757

# 提案・要望項目 府省別一覧

## 内閣府

- 1 大規模災害時の対応力強化 p1
- 8 AIガバナンス構築に向けた対応 p15
- 14 物価高騰対策に関する財政支援 p23
- 19 「特別市」の法制化の実現 p33

## 内閣官房

- 8 AIガバナンス構築に向けた対応 p15

## こども家庭庁

- 3 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p5
- 4 子どもの医療費助成制度の創設 p7
- 5 幼児教育・保育に係る経済的支援の拡充 p9

## 総務省

- 1 大規模災害時の対応力強化 p1
- 8 AIガバナンス構築に向けた対応 p15
- 14 物価高騰対策に関する財政支援 p23
- 19 「特別市」の法制化の実現 p33

## 外務省

- 17 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p29
- 18 市内米軍施設の返還と市民生活の安全・安心の確保 p31

## 文部科学省

- 6 給食費無償化の速やかな制度設計と全額国費による財源措置 p11
- 10 学校教育の質の向上及び教員確保のための待遇改善 p18

## 厚生労働省

- 3 出産費用の実質無償化に向けた丁寧な制度設計 p5
- 7 訪問系障害福祉サービスに係る地方負担の早期是正 p13
- 11 仕事と育児の両立に関する取組の推進 p19
- 12 2040年を見据えた高齢者医療需要への対応 p21
- 13 国家資格等のオンライン・デジタル化の推進 p22
- 15 福祉人材の確保・定着に向けた介護職員等の待遇改善 p25
- 16 医療機関の経営安定化に向けた対応 p27

## 農林水産省

- 17 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p29

## 経済産業省

- 17 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p29

## 国土交通省

- 1 大規模災害時の対応力強化 p1
- 2 「交通空白」解消に向けた地域公共交通の充実への支援 p3
- 9 下水道事業の強靭化に向けた支援 p17
- 17 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p29
- 20 横浜港の競争力強化と水際線の魅力向上への取組 p35
- 21 連続立体交差事業の推進 p37

## 環境省

- 17 GREEN×EXPO 2027（2027年国際園芸博覧会）の成功に向けた協力・支援 p29

## 防衛省

- 18 市内米軍施設の返還と市民生活の安全・安心の確保 p31



公式マスコットキャラクター

トゥンクトゥンク

# GREEN × EXPO 2027

YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会

横浜・上瀬谷 2027.3.19—9.26

©Expo 2027

---

横浜市 政策経営局 大都市制度推進本部室 大都市制度・広域行政部 広域行政課

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

Tel: 045-671-2951 Fax: 045-663-6561

---

この提案・要望書は以下のサイトでご覧になれます。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/bunken/yobo/>